

# 国立大学法人群馬大学教職員給与規則

	平成16. 4. 1	制定			
改正	平成16.12. 1	平成17. 4. 1	平成18. 1. 1		
	平成18. 4. 1	平成19. 4. 1	平成20. 4. 1		
	平成20. 4. 1	平成20.12. 1	平成21. 4. 1		
	平成21. 6. 1	平成21.12. 1	平成22. 4. 1		
	平成22.12. 1	平成23. 4. 1	平成24. 1. 1		
	平成24. 7. 1	平成25. 1. 1	平成25. 4. 1		
	平成25. 8. 1	平成26. 4. 1	平成27. 1. 1		
	平成27. 4. 1	平成28. 4. 1	平成29. 1. 1		
	平成29. 4. 1	平成29. 5. 1	平成30. 1. 1		
	平成30. 4. 1	平成30. 7. 1	平成31. 1. 1		
	平成31. 4. 1	令和元. 6.18	令和 2. 1. 1		
	令和 2. 4. 1	令和 2.12. 1	令和 3. 1. 1		
	令和 3. 4. 1	令和 3. 5. 1	令和 4. 4. 1		
	令和 4.10. 1	令和 5. 1. 1	令和 5. 4. 1		
	令和 5.11.27	令和 6. 1. 1	令和 6. 4. 1		

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (俸給及び適用範囲)

第2条 教職員の受ける俸給は、その業務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、かつ、勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 俸給は、正規の労働時間による勤務に対する報酬であって、第3条第1項第2号に規定する諸手当を除いた全額とする。

3 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職俸給表（一）（別表第1）
- (2) 一般職俸給表（二）（別表第2）
- (3) 教育職俸給表（一）（別表第3）
- (4) 教育職俸給表（二）（別表第4）
- (5) 教育職俸給表（三）（別表第5）
- (6) 医療職俸給表（一）（別表第6）
- (7) 医療職俸給表（二）（別表第7）

4 前項に掲げる各俸給表の適用範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員、施設系技術職員及び教室系技術職員

- (2) 第2号の適用を受ける者 技能系職員
- (3) 第3号の適用を受ける者 大学教員及び助手職員
- (4) 第4号の適用を受ける者 附属特別支援学校の附属学校教員
- (5) 第5号の適用を受ける者 附属小学校，附属中学校及び附属幼稚園の附属学校教員
- (6) 第6号の適用を受ける者 医療系技術職員
- (7) 第7号の適用を受ける者 看護職員

5 就業規則第24条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の俸給月額を、その者に適用される俸給表のその者の属する職務の級に応じた再雇用教職員の欄に掲げる額とする。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/R4.4.1）

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、俸給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 俸給は、俸給月額（前条第3項の俸給表に掲げられている号俸の額をいう。以下同じ。）及び第14条に規定する俸給の調整額並びに第43条に規定する教職調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当，初任給調整手当，研究代表者手当，クロスアポイントメント手当，扶養手当，地域手当，人事交流手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，高所作業手当，爆発物取扱等作業手当，安全衛生管理手当，死体処理手当，放射線取扱手当，異常圧力内作業手当，夜間診療手当，夜間看護等手当，病理解剖待機手当，教員特殊業務手当，教育実習等指導手当，教育業務連絡指導手当，入試手当，分娩手当，新生児担当医手当，夜間等緊急診療手当，臨床検査技師・臨床工学技士待機手当，手術室勤務看護師手当，結核病床担当看護師手当，防疫等作業手当，学校医手当，教員養成実地指導講師手当，専門看護師等手当，救命救急看護手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，管理教職員特別勤務手当，義務教育等教員特別手当，主幹教諭手当，本府省業務調整手当，期末手当，勤勉手当，附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当とする。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/21.4.1/24.7.1/25.1.1/26.4.1/29.4.1/31.4.1/R4.4.1/R5.4.1/R5.11.27）

（一時金）

第3条の2 前条に規定する俸給及び諸手当のほか、学長が特に必要と認めるときは、学長が認める方法により一時金を支給することができる。

【一部改正】（26.1.1追加）

（給与の計算期間及び支給）

第4条 次の各号に掲げる給与の計算期間は、当該月の初日から末日までとする。

- (1) 俸給，管理職手当，初任給調整手当，クロスアポイントメント手当，扶養手当，地域手当，人事交流手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，義務教育等教員特別

手当，主幹教諭手当，本府省業務調整手当，附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当

(2) 高所作業手当，爆発物取扱等作業手当，安全衛生管理手当，死体処理手当，放射線取扱手当，異常圧力内作業手当，夜間診療手当，夜間看護等手当，病理解剖待機手当，教員特殊業務手当，教育実習等指導手当，教育業務連絡指導手当，分娩手当，新生児担当医手当，夜間等緊急診療手当，臨床検査技師・臨床工学技士待機手当，手術室勤務看護師手当，結核病床担当看護師手当，防疫等作業手当，学校医手当，教員養成実地指導講師手当，専門看護師等手当，救命救急看護手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当及び管理教職員特別勤務手当

2 前項第1号の給与は，その月の月額的全額を毎月21日に，同項第2号の給与は，その月の分を翌月21日に支給する。ただし，21日が日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和32年法律第178号）に定める休日（以下この条において「休日等」という。）にあたるときは，その直前の休日等でない日に支給する。

3 期末手当及び勤勉手当の計算期間は，6月にあつては前年の12月2日から当該年の6月1日までとし，12月にあつては当該年の6月2日から12月1日までとする。

4 前項の給与は，6月30日及び12月10日に支給する。ただし，6月30日及び12月10日が休日等に当たるときは，その直前の休日等でない日に支給する。

5 入試手当の計算期間は，各事業年度の4月1日から3月31日までとする。

6 前項の給与は，業務に従事した事業年度の翌事業年度の4月における第2項で定める日に支給する。ただし，業務に従事した事業年度内に退職する場合は，退職の日の属する月の翌月における第2項で定める日に支給する。

7 研究代表者手当は，「国立大学法人群馬大学における競争的研究費等からの研究代表者の人件費の支出に関する取扱要項」（令和5年11月1日制定）（以下「要項」という。）の定めにより取扱うことから，計算期間を設けないものとする。

8 前項の給与は，12月10日に支給する。ただし，12月10日が休日等に当たるときは，その直前の休日等でない日に支給する。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/21.4.1/24.7.1/25.1.1/26.4.1/29.4.1/31.4.1/  
R4.4.1/R5.4.1/R5.11.27）

（給与の支払）

第5条 教職員の給与は，法令又は労使協定によって特に認められた場合を除き，現金で直接その教職員に全額支払うものとする。

2 教職員から給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの申出があった場合は，その方法により支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は，給与には含まれない。

4 教職員が離職（退職又は解雇をいう。以下同じ。）又は死亡した場合は，第2項及び前項の規定にかかわらず，速やかに本人又はその権利者に給与を支給する。ただし，給与を受ける権利に係争があるときは，この限りでない。

（日割計算）

第6条 新たに教職員となった者には、その日から給与を支給し、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 教職員が離職した場合には、その日までの給与を支給する。

3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、その月の途中から、又はその月の途中まで、給与を支給する場合の給与額は、その月の現日数から国立大学法人群馬大学教職員の労働時間及び休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により支給する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、クロスアポイントメント手当、地域手当、人事交流手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、本府省業務調整手当、附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当の支給について準用する。

【一部改正】（18.4.1/19.4.1/24.7.1/26.4.1/28.4.1/R4.4.1/R5.4.1/R5.11.27）

（非常時払）

第7条 教職員が、教職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、疾病、災害、死亡又はやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第4条の規定にかかわらず、請求の日までの給与を日割り計算により速やかに支払うものとする。

（初任給）

第8条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験、能力及び責任の度合等を考慮して決定する。

（昇格）

第9条 教職員の職務に応じ、総合的な能力の評価により、原則として、1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第10条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第11条 教職員の昇給は、毎年1月1日（特に必要と認めた場合には、別の日）に、前年度の人事評価の結果及び同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員にあっては、57歳）を超える教職員の前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り、行うものとする。

3 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

【一部改正】 (18. 4. 1/21. 4. 1/26. 1. 1)

第12条 削除

【一部改正】 (18. 4. 1)

第13条 削除

【一部改正】 (18. 4. 1)

(俸給の調整額)

第14条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度合又は勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第8の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 第1項の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表、職務の級及び号俸に応じて別表第9に掲げる調整基本額にその者に係る別表第8の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

【一部改正】 (18. 4. 1/26. 4. 1)

(管理職手当)

第15条 管理職手当は、別表第10に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める教職員に、その特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の月額を、前項に定める教職員に適用される俸給表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該教職員に適用される適用区分に応じ、別表第11の管理職手当額欄に定める額とする。

3 前項に規定する管理職手当の月額には、所定の労働時間を超えて勤務した場合及び当該勤務が深夜に及んだ場合における超過勤務手当相当額を含むものとする。

【一部改正】 (16. 12. 1/17. 4. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/R3. 4. 1)

(管理教職員特別勤務手当)

第16条 管理教職員特別勤務手当は、前条第3項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける教職員（以下「管理教職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規則第13条及び第14条に規定する週休日及び休日（同規則第15条に規定する振替休日を含む。次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、前条第2項に掲げる適用区分に応じたそれぞれ次に定める額とする。

- 一 I種 12,000円
- 二 II種 10,000円
- 三 III種 8,500円
- 四 IV種 7,000円
- 五 V種 6,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、前条第2項に掲げる適用区分に応じたそれぞれ次に定める額とする。

- 一 I種 6,000円
- 二 II種 5,000円
- 三 III種 4,300円
- 四 IV種 3,500円
- 五 V種 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理教職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理教職員特別勤務手当を支給しない。

【一部改正】 (17.4.1/19.4.1/27.4.1)

(初任給調整手当)

第17条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された教職員で、教育職俸給表(一)の適用を受け、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に、月額50,800円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の別表第12に掲げる期間に応じた額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている教職員が就業規則第17条の規定により休職にされた場合における当該教職員に対する別表第12の適用については、当該休職の期間(第44条

第1項、第4項ただし書及び第8項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

- 5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規定による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等においてこれに相当する手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

【一部改正】（18.1.1/19.4.1/27.1.1/28.4.1/29.1.1/30.1.1/31.1.1）

## 第17条の2 削除

【一部改正】（26.4.1追加/28.4.1/R5.4.1削除）

（研究代表者手当）

第17条の3 研究代表者手当は、競争的研究費等の獲得に対するインセンティブとして、要項の取扱いに基づき支給する。

【一部改正】（R5.11.27追加）

（クロスアポイントメント手当）

第17条の4 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人群馬大学クロスアポイントメントに関する規則（以下「クロスアポイントメント規則」という。）によりクロスアポイントメントの適用を受ける教員であって、本学及び他機関（クロスアポイントメント規則第3条第2項各号に規定する他機関をいう。以下この条において同じ。）との協議により決定した者に対して支給する。

- 2 クロスアポイントメント手当の月額及び支給期間は、本学と他機関との協議により決定する。ただし、手当の月額は、下記の算式によって算出した額を上限として決定するものとする。

算式

$$(A - B) \times C$$

算式の符号

- A 他機関での給与の月額（前項に規定する教員が、他機関にクロスアポイントメントを適用せずに雇用された場合に受けることとなる給与の月額）
- B 本学での給与の月額
- C クロスアポイントメント規則第8条に規定する協定書に定められた本学における業務従事割合

【一部改正】（R5.11.27追加）

（扶養手当）

第18条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、再雇用された教職員には支給しない。

2 前項に規定する扶養親族は、年額130万円以上の恒常的な所得が見込まれない次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表の手当額欄に掲げる額とする。

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円 ただし、一般職俸給表（一）若しくは医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「般（一）8級教職員等」という。）にあっては、3,500円とし、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「般（一）9級以上教職員等」という。）には支給しない。
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹	1人につき6,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	ただし、般（一）8級教職員等にあっては、3,500円とし、般（一）9級以上教職員等には支給しない。
重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

【一部改正】（18.1.1/19.4.1/20.1.1/29.4.1）

（地域手当）

第19条 地域手当は、別表第13に定める支給地域及びこれに相当するものとして学長が認めるものに勤務する教職員に支給する。

2 前項に定める教職員が、事業所を異にする異動をした場合（当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）で、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（別表第13に定める支給割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が、当該異動の日の前日に在勤して



いた地域に係る支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動後に在勤する地域が別表第13に定める支給地域に該当しないこととなるときは、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、異動に係る地域手当を支給する。

3 前項の規定は、国家公務員、検察官、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員、独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職の国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫の職員、退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人の職員及び国立大学法人の職員（以下「国等の職員」という。）で別表第13に定める地域に勤務した後に、人事交流により引き続き本学に採用された教職員に対して準用する。

4 地域手当の月額を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）第1項に定める地域手当の額

俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、別表第13に定める支給地域欄に掲げる区分に応じ、同表の支給割合欄に掲げる割合（第1項において学長が認めるものに勤務する職員にあっては、学長が認める割合）を乗じて得た額とする。

（2）第2項（第3項において準用される場合を含む。）に定める異動に係る地域手当の額

俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、同項に定める異動前の支給割合（異動の日後1年を経過する日の翌日以降の期間については、当該割合に100分の80を乗じて得た割合とする。）を乗じて得た額とする。

【一部改正】（18.1.1/18.4.1/19.4.1/28.4.1/29.4.1）

（人事交流手当）

第19条の2 教職員が人事交流により採用となった場合において、当該採用につき、事業所間の距離（採用の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該採用の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（採用の直前の住居と当該採用の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として学長が定める場合を含む。）は、当該教職員には、当該採用の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該採用に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額人事交流手当を支給する。ただし、当該採用に当たり、一定の期間内に当該採用の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の人事交流手当を支給することが適当と認められない場合として学長が認める場合は、この限りでない。

（1）300キロメートル以上 100分の10

（2）60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により人事交流手当を支給されることとなる教職員のうち、採用の日前3年間に於いて同手当に相当する手当（人事交流相当手当という。以下この項において同じ。）を支給されていた教職員で、人事交流相当手当に係る支給割合（人事交流相当手当支給割合という。以下この項において同じ。）が前項に定める割合を上回る教職員の人事交流手当については、前項の規定にかかわらず、俸給、管理職手当及び扶養手当に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の人件交流手当を支給する。

(1) 採用の日から、3年から人事交流相当手当を受けていた期間を減じた期間を経過する日までの期間 人事交流相当手当支給割合

(2) 採用の日から同日以後3年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
前項の規定に準じた割合

3 前2項の規定により人事交流手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における人事交流手当の支給割合は、前2項による人事交流手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による人事交流手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、人事交流手当は、支給しない。

【一部改正】（19.4.1追加/27.4.1）

### 第19条の3 削除

【一部改正】（24.7.1追加/26.4.1）

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給するものとし、手当の月額を、同号に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号に該当する教職員で第2号にも該当する教職員については、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額を支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学、他の法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している教職員を除く。）

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関から貸与された宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの  
第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

【一部改正】（21.12.1/R2.4.1）

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である教職員又は2キロメートル未満で交通機関若しくは有料の道路（以下「交通機関等」という。）又は自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を利用又は使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で、次の各号のいずれかに該当する教職員（交通費が別途実費で支給される者は除く。）に支給する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする教職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給する。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間（第6項にいう支給単位期間をいう。以下同じ。）につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額で下記の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関をいう。以下同じ。）につき、下記に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合

通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額

(イ) 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合

学長の定める額

イ 回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等当該回数乗車券の通勤21回分（交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第24条に規定する育児短時間勤務をする教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）で平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員は、該当する額に100分の50を乗じて得た額）とする。

ア	自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員	2,000円
イ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員	4,200円
ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員	7,100円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員	10,000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である教職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、前2号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

ア 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である教職員又は2キロメートル未満で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員は第1号及び前号に定める額（第1号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い単位支給期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

イ 一箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。）は第1号に定める額とする。

ウ 一箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である教職員（アに掲げる職員を除く。）は前号に定める額とする。

3 事業所を異にする異動、在勤する事業所の移転又は国等の職員からの人事交流等による採用（以下「異動等」という。）に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなった教職員で、異動等の直前の住居（異動等の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等（その

利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とし、新幹線鉄道等利用により通勤時間が30分以上短縮されるもので次の各号に掲げる場合の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、運賃等、時間、距離等、の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当は、前項の規定による額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第4条に定める支給日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

5 通勤手当を支給される教職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮した額を返納させるものとする。

(1) 離職若しくは死亡した場合又は第1項の教職員たる要件を欠いた場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 休職、育児休業、介護休業、専従許可又は停職の期間が2以上の月にわたることとなる場合

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全期間にわたって通勤しないこととなる場合

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として次に掲げる期間をいう。

(1) 定期券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等につき、下記に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

ア イに掲げる場合以外の場合

普通交通機関等、新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間(定年退職等に伴い最も経済的かつ合理的であると認められる期間がある場合はその期間)。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合にあつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通

機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合

学長の定める期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等は一箇月とする。

(3) 自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月とする。

【一部改正】 (20. 1. 1/20. 4. 1/27. 1. 1/28. 4. 1/R4. 10. 1)

(単身赴任手当)

第22条 単身赴任手当は、異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との権衡上必要があると認めた教職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100km 以上 300km 未満	8,000 円
300km 以上 500km 未満	16,000 円
500km 以上 700km 未満	24,000 円
700km 以上 900km 未満	32,000 円
900km 以上 1,100km 未満	40,000 円
1,100km 以上 1,300km 未満	46,000 円
1,300km 以上 1,500km 未満	52,000 円
1,500km 以上 2,000 km 未満	58,000 円
2,000 km 以上 2,500 km 未満	64,000 円
2,500 km 以上	70,000 円

【一部改正】 (27. 4. 1/28. 4. 1)

(高所作業手当)

第23条 高所作業手当は、施設運営部職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事した場合に支給する。

2 高所作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）とする。ただし、作業に従事した時間が3時間55分未満のときは、それぞれの額に100分の60を乗じて得た額とする。

【一部改正】 (21. 4. 1)

(爆発物取扱等作業手当)

第24条 爆発物取扱等作業手当は、職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

2 爆発物取扱等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、300円（作業に従事した時間が3時間55分未満のときは、180円）とする。

【一部改正】（21.4.1）

(安全衛生管理手当)

第24条の2 安全衛生管理手当は、国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則別表第2に掲げる衛生管理者、衛生工学衛生管理者及び産業医を命ぜられている教職員が、その業務に従事した場合に支給する。

2 安全衛生管理手当の月額は、次の各号に掲げる職務に応じた額とする。ただし、複数の職務を兼ねている場合にあつては、最も上位の手当額とする。

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1) 衛生管理者     | 3,000円  |
| (2) 衛生工学衛生管理者 | 3,000円  |
| (3) 産業医       | 10,000円 |

【一部改正】（19.4.1追加）

(死体処理手当)

第25条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号及び第2号の作業に従事した場合にあつては、第2号の作業に係る手当は支給しない。

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 医学部の解剖学、病理学又は法医学の教室に配置されている職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が死体の処理作業に従事したとき | 3,200円 |
| (2) 職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき         | 1,000円 |

(放射線取扱手当)

第26条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- |   |
|---|
| (1) 診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている者が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。 |
| (2) 前号のほか、学長が認める放射線管理区域内において行う業務に従事したとき。                          |

2 放射線取扱手当の額は、前項各号に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

【一部改正】（18.4.1）

(異常圧力内作業手当)

第27条 異常圧力内作業手当は、教職員が、高気圧治療室内において、高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に支給する。

2 異常圧力内作業手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、0.2メガパスカルまでは210円、0.3メガパスカルまでは560円、0.3メガパスカルを超えるときは1,000円とする。

(夜間診療手当)

第27条の2 夜間診療手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師が、所定の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において診療業務に従事した場合に支給する。

2 夜間診療手当の額は、前項の勤務1回につき、10,000円とする。

【一部改正】(19.4.1追加/25.4.1)

(夜間看護等手当)

第28条 夜間看護手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、その勤務1回につき、同号に定める額とする。

(1) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる次の区分に応じた看護等の業務に従事したとき。

労働時間が深夜の全部を含む勤務であるとき 7,300円

労働時間が深夜の3時間55分以上の勤務であるとき 3,550円

労働時間が深夜の2時間以上3時間55分未満の勤務であるとき 3,100円

労働時間が深夜の2時間未満の勤務であるとき 2,150円

(2) 医療職俸給表の適用を受ける職員が、所定の労働時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき 1,620円

2 助産師、看護師又は准看護師(第21条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における前項第1号の業務に係る手当額については、同項の規定にかかわらず、次の職員の区分に応じた額を加算した額とする。

通勤距離が片道2キロメートル以上5キロメートル未満の教職員 380円

通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員 760円

通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員 1,140円

【一部改正】(19.4.1/21.4.1/30.7.1)

(病理解剖待機手当)

第28条の2 病理解剖待機手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が、週休日及び休日において、緊急の病理解剖に対応するため、自宅等に待機をした場合に支給する。

2 病理解剖待機手当の額は、待機をした日1日につき、2,900円とする。

【一部改正】(18.4.1追加/25.4.1)

(教員特殊業務手当)

第29条 教員特殊業務手当は、附属学校の教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭で、職務の



級が教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

（1）学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

（2）修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

（3）対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規則第10条の適用を受ける者が週休日若しくは休日（同規則第15条の規定により振り替えられた週休日又は休日を含む。以下この条において「週休日等」という。）に行うもの

（4）学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの

（5）入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の業務の区分に応じた額とする。

（1）前項第1号アの業務 8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

（2）前項第1号イ及びウの業務 7,500円

（3）前項第2号及び第3号の業務 5,100円

（4）前項第4号の業務 2,700円

（5）前項第5号の業務 900円

【一部改正】（20.4.1/21.4.1/25.4.1/29.1.1/R5.1.1）

（教育実習等指導手当）

第30条 教育実習等指導手当は、附属学校の園長、教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭が、共同教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事した場合に支給する。

2 教育実習等指導手当の額は、業務に従事した日1日につき、720円とする。

【一部改正】（20.4.1/R2.4.1/R6.4.1）

（教育業務連絡指導手当）

第31条 教育業務連絡指導手当は、附属学校の教諭のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に置かれる主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の各号に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。

- (1) 小学校の教務主任，学年主任，研究主任及び教育実習主任
- (2) 中学校の教務主任，学年主任，生徒指導主事，研究主任及び教育実習主任
- (3) 特別支援学校の教務主任，部主任，生徒指導主事，進路指導主事，研究主任及び教育実習主任

2 教育業務連絡指導手当の額は，業務に従事した日1日につき，200円とする。ただし，主幹教諭手当の支給を受ける教職員には支給しない。

【一部改正】 (19. 4. 1/R3. 4. 1)

#### (入試手当)

第31条の2 入試手当は，教職員が大学入学共通テスト並びに各学部，各研究科，学府，各学環及び専攻科の入学試験における出題，査読，採点，本部要員，監督者，警備及び救護の業務に従事した場合に支給する。

2 入試手当の額は，業務に従事した1事業年度につき10,000円（教員以外の職員にあっては5,000円）とし，学部一般入試の出題主任又は出題委員を担当した教員にあっては，次の各号に定める額を加算する。ただし，1事業年度において出題主任及び出題委員のいずれも担当した場合には，出題主任に係る額のみを加算する。

- (1) 出題主任 80,000円
- (2) 出題委員 50,000円

【一部改正】 (25. 1. 1追加/30. 4. 1/R2. 12. 1/R6. 4. 1)

#### (分娩手当)

第31条の3 分娩手当は，医学部附属病院において業務に従事する医師が分娩介助業務に従事した場合に支給する。

2 分娩手当の額は，業務に従事した回数1回につき10,000円とする。

【一部改正】 (25. 1. 1追加)

#### (新生児担当医手当)

第31条の4 新生児担当医手当は，医学部附属病院において業務に従事する医師が新生児特定集中治療室において新生児医療の業務（入院時の処置に限る。）に従事した場合に支給する。

2 新生児担当医手当の額は，担当した新生児1人につき，10,000円とする。ただし，新生児1人を複数の医師が担当したときは，主治医にあっては10,000円，その他の医師にあっては5,000円とする。

【一部改正】 (25. 1. 1追加)

#### (夜間等緊急診療手当)

第31条の5 夜間等緊急診療手当は，医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師のうち，労働時間等規則第11条又は同規則第12条の適用を受ける者が，月曜日から金曜日までのいずれかの日において，労働時間等規則第5条第1項第2号に掲げる時間から当該日の翌日における同項第1号に掲げる時間までの間又は同規則第13条に規定

する週休日若しくは同規則第14条に規定する休日に次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- (1) 緊急手術
- (2) 緊急血管造影検査
- (3) 緊急内視鏡検査

2 夜間等緊急診療手当の額は、前項第1号から第3号までに掲げる業務に従事した回数1回につき10,000円とする。

【一部改正】 (25.1.1追加)

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

第31条の6 臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、医学部附属病院において業務に従事する臨床検査技師のうち輸血部に所属する者又は臨床工学技士が、労働時間等規則第4条第2項又は同規則第9条第2項の規定により定める労働時間以外の時間又は労働時間等規則第14条に規定する休日において、救急患者等への対応のため自宅等に待機を命じられたときに支給する。

2 待機手当の額は、待機をした日1日につき、2,900円とする。

【一部改正】 (25.1.1追加)

(手術室勤務看護師手当)

第31条の7 手術室勤務看護師手当は、医学部附属病院において業務に従事する助産師、看護師又は准看護師が手術室において行う業務に従事した場合に支給する。

2 手術室勤務看護師手当の額は、業務に従事した月1月につき、10,000円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(結核病床担当看護師手当)

第31条の8 結核病床担当看護師手当は、医学部附属病院において業務に従事する看護師又は准看護師が結核の患者を入院させるための病床において行う業務に従事した場合に支給する。

2 結核病床担当看護師手当の額は、業務に従事した月1月につき、8,500円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(防疫等作業手当)

第31条の9 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに学長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている教職員のうち教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員以外の教職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合に支給する。

2 防疫等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、290円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第14条の規定により俸給の調整額を受ける教職員には、防疫等作業手当は支給しない。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(学校医手当)

第31条の10 学校医手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師が、本学において学校医の業務に従事した場合に支給する。

2 学校医手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、2,690円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(教員養成実地指導講師手当)

第31条の11 教員養成実地指導講師手当は、附属学校教員が、共同教育学部において教員養成実地指導講師の業務に従事した場合に支給する。

2 教員養成実地指導講師手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、2,690円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加/R2.4.1)

(専門看護師等手当)

第31条の12 専門看護師等手当は、医学部附属病院に所属する職員のうち、公益社団法人日本看護協会による専門看護師又は認定看護師の認定を受けている者で、当該認定に係る看護分野の業務に従事した場合、又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号の規定に基づく特定行為研修を修了した者で、当該特定行為に係る看護分野の業務に従事した場合に支給する。

2 専門看護師等手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、業務に従事した月1月につき、当該各号に定める額を支給する。

(1) 専門看護師の認定を受けている職員 6,000円

(2) 認定看護師の認定を受けている職員 3,000円

(3) 特定行為研修を修了した職員 2,000円

3 前項第1号及び第2号、第1号及び第3号又は各号のいずれにも該当する場合は、専門看護師に係る専門看護師等手当のみを支給し、前項第2号及び第3号に該当する場合は、認定看護師に係る専門看護師等手当のみを支給する。

【一部改正】 (29.4.1追加/R5.4.1)

(救命救急看護手当)

第31条の13 救命救急看護手当は、医学部附属病院において業務に従事する看護師が救命救急センターにおいて行う業務に従事した場合に支給する。

2 救命救急看護手当の額は、業務に従事した回数1回につき、500円とする。

【一部改正】 (31.4.1追加/R4.10.1)

(超過勤務手当)

第32条 教職員（管理職手当の支給を受ける教職員を除く。）に労働時間等規則第4条に規定する正規の労働時間を超えて勤務させた場合は、正規の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下「通常の給与額」という。）に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給しなければならない。ただし、1箇月について60時間を超えた場合には、その超えた全時間に対して、通常の給与額に100分の150（その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1）正規の労働時間が割り振られた日（休日給を支給する日を除く。）

における勤務 100分の125

（2）前号に掲げる勤務が深夜である場合 100分の150

（3）第1号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

（4）前号に掲げる勤務が深夜である場合 100分の160

【一部改正】（22.4.1）

（休日給）

第33条 教職員（休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。）に労働時間等規則第14条に規定する休日に勤務させた場合は、正規の労働時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、通常の給与額の100分の135を休日給として支給する。なお、交替制勤務者で休日が同規則第13条に規定する週休日に重なったときは、休日の直後の勤務日等（直後の勤務日等が、休日に当たるときはその日の直後の勤務日等）に支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

【一部改正】（22.4.1/23.4.1）

（夜勤手当）

第34条 教職員に正規の労働時間として深夜に勤務させた場合は、その深夜に勤務した全時間に対して、労働時間1時間につき、通常の給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 前項の勤務の中に前条に規定する休日がある場合は、休日給と夜勤手当を併給する。

【一部改正】（17.4.1）

（給与の減額）

第35条 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、通常の給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、翌月の給与の支給日において支給されるべき給与から差し引くものとする。ただし、減額すべき給与額が、支給されるべき給与の4分の1を超えるときは、その超える部分は、その翌月以降支給されるべき給与から順次差し引くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が一の負傷又は疾病による病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。）により、当該病気休暇等の開始の日から起算し

て90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた労働時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。

- (1) 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合
- (2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- (3) 国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則第24条第2項又は第25条第8項の規定により労働時間の短縮等の措置を受けた場合
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の規定に基づく休業又は労働時間の短縮の措置を受けた場合

4 前項の勤務しない期間には、1日の労働時間の一部を病気休暇等により勤務しない日のほか、当該療養期間中の週休日（労働時間等規則第13条に規定する週休日をいう。以下同じ。）、同規則第14条に規定する休日等その他の勤務しない日（1日の労働時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日を除く。）が含まれるものとする。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、次に掲げる期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

- (1) 生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。）
- (2) 引き続き勤務しない期間が8日以上（当該期間における週休日及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる教職員（本規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる教職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から労働時間規則第31条第2項に規定する実労働日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

【一部改正】（23.4.1/27.4.1）

（端数計算）

第36条 第32条から第34条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額及び第35条の規定により減額する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第37条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第38条 第32条から第35条第1項までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、これに対する地域手当及び人事交流手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、看護職員調整手当及び附属幼稚園教員調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日をいう。以下同じ。)に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

2 第32条及び第33条に規定する勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、教員特殊業務手当(第29条第1項第1号に規定する業務に限る)、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、分娩手当、新生児担当医手当、手術室勤務看護師手当、結核病床担当看護師手当、防疫等作業手当、学校医手当、教員養成実地指導講師手当、専門看護師等手当又は救命救急看護手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定により算出した額に加算した額とする。

【一部改正】(18.4.1/19.4.1/21.4.1/25.1.1/26.4.1/29.1.1/29.4.1/31.4.1/R5.1.1)

(宿日直手当)

第39条 宿日直手当は、労働時間等規則第22条の規定により、次の各号に掲げる宿直又は日直勤務を命ぜられた教職員に支給するものとし、手当の額は、その勤務1回につき、同号に定める額とする。

(1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする勤務 6,100円

(2) 医学部附属病院における次に掲げる勤務

ア 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の勤務 21,000円

イ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床工学技士の勤務 6,100円

2 前項の勤務は、第32条から第34条までの勤務には含まれないものとする。

【一部改正】(29.4.1/31.1.1)

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員(これらの基準日前1箇月以内に離職(解雇は就業規則第14条の規定による解雇に限る。以下同じ。)し、又は死亡した教職員を含む。以下同じ。)に対して、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した日現在において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び人事交流手当の月額合計額に、第6項に定める教職員にあつては、第4項に定める役職段階別加算額を加算した額(第8項に定める教職員にあつては、その額に第

7 項に定める管理職加算額を加算した額) を基礎として、次項に定める基準日に応じたその者の支給割合 (以下「期別支給割合」という。) を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じた支給割合 (以下「在職期間別支給割合」という。) を乗じて得た額とする。

3 期別支給割合及び在職期間別割合は、次のとおりとする。

① 期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員	再雇用教職員
6 月 1 日	100 分の 122.5	100 分の 102.5	100 分の 68.75
12 月 1 日	100 分の 122.5	100 分の 102.5	100 分の 68.75

② 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

4 役職段階別加算額は、俸給並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額合計額に第 6 項に定める教職員に応じた加算割合を乗じて得た額とする。

5 第 2 項及び前項に定める地域手当及び人事交流手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当及び人事交流手当の月額とする。

6 役職段階別加算額の加算対象教職員及び加算割合は、次のとおりとする。

① 一般職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合
一般職 (一)	8 級以上の職員	100 分の 20
	7 級・6 級の職員	100 分の 15
	5 級・4 級の職員	100 分の 10
	3 級の職員	100 分の 5
一般職 (二)	5 級の職員	100 分の 10
	4 級・3 級 (学長が認める職員に限る。) の職員	100 分の 5

② 教育職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合	
教育職 (一)	6 級の教員	100 分の 20	
	5 級の教員	100 分の 15	
	4 級及び 3 級の教員	100 分の 10	
	2 級の教員 (学長が認める教員に限る。)	100 分の 5	
	1 級の教員 (学長が認める教員に限る。)	100 分の 5	
教育職 (二)	4 級の教員	100 分の 15	
			教育職 (三)
2 級 (学長が認める教員に限る。) の教員	100 分の 5 (学長が認める教員にあっては 100 分の 10)		



③ 医療職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合
医療職（一）	6級以上の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級(学長が認める職員に限る。)の職員	100分の5
医療職（二）	6級以上の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級(学長が認める職員に限る。)の職員	100分の5

7 管理職加算額は、俸給月額に次項に定める教職員に応じた加算割合を乗じて得た額とする。

8 管理職加算額の加算対象教職員及び加算割合は、次のとおりとする。

① 一般職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
一般職（一） 7級以上	I種の職員	100分の25
	II種の職員	100分の15
	III種の職員	100分の10

② 教育職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
教育職（一） 5級以上	II種の教員	100分の15
	III種の教員	100分の10

③ 医療職俸給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
医療職(一) 7級以上	II種の職員	100分の15
医療職(二) 6級以上	II種の職員	100分の15
	III種の職員	100分の10

9 第2項に規定する基礎となる俸給等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 俸給の半額が減ぜられている場合の算定の基礎となる俸給は、半減後の額による。

(2) 欠勤、育児休業等規則第29条に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）及び育児休業等規則第41条に規定する介護休業に係る部分休業（以下「介護部分休業」という。）若しくは介護休業又は懲戒減給処分により給与が減額されている場合は、減額されていない俸給による。

(3) 育児短時間勤務教職員の俸給等の額は、育児休業等規則第28条第2項の規定にかかわらず育児休業等規則第24条の規定により定められたその者の労働時間を労働時間等規則第4条第1項に規定する労働時間で除して得た数を乗じる前の額とする。

(4) 休職者の場合には、第2項に規定する式により得た額に休職給率を乗じて得た額とする。

10 第2項に規定する在職期間は、教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内に次に掲げる者から教職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、直前に属していた機関が退職手当及び期末手当を支給しない場合においては、期間に算入する。

- (1) 本学以外の国立大学法人の職員
  - (2) 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員
  - (3) 検察官
  - (4) 国家公務員
  - (5) 独立行政法人（行政執行法人を除く）の職員
  - (6) 日本郵政公社の職員
  - (7) 地方公務員
  - (8) 公庫・公団等（沖縄振興開発金融公庫，退職手当法施行令第9条の2に規定する法人）の職員
- 11 基準日にそれぞれ在職する教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，第1項の規定にかかわらず，期末手当は支給しない。
- (1) 無給休職者（就業規則第17条第1項第1号，第4号又は第5号の規定により休職にされている教職員のうち，給与の支給を受けていないものをいう。）
  - (2) 刑事休職者（就業規則第17条第1項第2号の規定により休職にされている教職員をいう。）
  - (3) 停職者（就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている教職員をいう。）
  - (4) 育児休業者（育児休業等規則第3条第1号に規定する育児休業をしている教職員（基準日以前に勤務した期間がある教職員を除く。）をいう。）
  - (5) 介護休業者（育児休業等規則第3条第3号に規定する介護休業をしている教職員（基準日以前に勤務した期間がある教職員を除く。）をいう。）
  - (6) 自己啓発等休業教職員（国立大学法人群馬大学教職員自己啓発等休業に関する規則（以下「自己啓発等休業規則」という。）の規定により自己啓発等休業をしている者をいう。）
- 12 次の各号のいずれかに該当する者には，第1項の規定にかかわらず，当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては，その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- (1) 基準日から支給日の前日までの間に，就業規則第45条の規定により懲戒解雇又は諭旨解雇された教職員
  - (2) 基準日から支給日の前日までの間に，就業規則第13条各号の規定により解雇された教職員
  - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で，離職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 13 期末手当を一時差し止めとすることが適当と認められる事由のある教職員については，これを一時差し止めとする。

【一部改正】（17.4.1/18.1.1/18.4.1/19.4.1/20.4.1/21.12.1/22.4.1/22.12.1/

## (勤勉手当)

第41条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した日現在において教職員が受けるべき俸給並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額合計額に、役職段階別加算額（管理職加算額の加算対象教職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額を基礎として、次項に定める勤務期間に応じた割合を乗じて得た額に、別に定める教職員の勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

この場合において、勤勉手当の支給を受けるべき教職員の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日（離職又は死亡した教職員にあっては、離職又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、人事交流手当の月額合計額を加算した額に次の各号に掲げる教職員の区分の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

(1) 一般の教職員100分の102.5

(2) 特定幹部教職員100分の122.5

(3) 再雇用教職員100分の48.75

3 勤務期間割合は、次のとおりとする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

4 役職段階別加算及び管理職加算の対象教職員並びに加算額及び第2項に規定する地域手当及び人事交流手当の月額の算定方法は、期末手当と同様とする。

5 前条第9項第1号、第2号及び第3号並びに同条第10項から第13項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。

【一部改正】 (18. 1. 1/18. 4. 1/19. 4. 1/21. 12. 1/22. 4. 1/22. 12. 1/R1. 6. 18/R4. 4. 1/  
R5. 1. 1/R6. 1. 1)

(再雇用教職員についての適用除外)

第41条の2 再雇用教職員には、第3条第2号に定める諸手当のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当は支給しない。

【一部改正】 (18. 4. 1追加/19. 4. 1/24. 7. 1/26. 4. 1/27. 4. 1/R2. 1. 1/R5. 4. 1)

(義務教育等教員特別手当)

第42条 附属学校の教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、16,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸の別に応じて、別表第14に掲げる額とする。

3 義務教育等教員特別手当は、教職員の給与が第35条第3項の規定により俸給の半減が行われる場合であっても半減されない。

【一部改正】 (19. 4. 1/21. 4. 1)

(主幹教諭手当)

第42条の2 附属学校教員のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に置かれる主幹教諭で、校長を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる者に主幹教諭手当を支給する。

2 主幹教諭手当の月額は、10,000円とする。

【一部改正】 (20. 4. 1/R3. 4. 1)

(本府省業務調整手当)

第42条の3 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員が、文部科学省内の内部部局及び本省に置かれる職の業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

2 本府省業務調整手当の月額は、41,800円を超えない範囲内で、職務の級及び職員の区分に応じて、別表第15に掲げる額とする。

【一部改正】 (21. 4. 1追加)

(附属幼稚園教員調整手当)

第42条の4 附属幼稚園教調整手当は教育職俸給表(三)の適用を受ける者のうち附属幼稚園に勤務する者について人材確保の必要性等、その特殊性に基づき支給する。

2 附属幼稚園教員手当の月額は、9,000円とする。

【一部改正】 (R4. 4. 1追加)

(看護職員調整手当)

第42条の5 看護職員調整手当は医療職俸給表(二)の適用を受ける者のうち医学部附属病院に勤務する者について人材確保の必要性等、その特殊性に基づき支給する。

2 看護職員手当の月額は、12,000円とする。

【一部改正】 (R4.4.1追加/R5.1.1)

(教職調整額)

第43条 附属学校の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

2 教職調整額は、教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がこれらの俸給表の1級又は2級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を支給する。

3 教職調整額には、超過勤務手当及び休日給を含むものとする。

4 教職調整額は、教職員の給与が第35条第1項の規定により給与の減額が行われる場合であっても減額されない。

(休職者の給与)

第44条 教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 教職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾病にあっては2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

3 教職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、災害により休職にされたときで、当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。この場合において、第1項ただし書を準用する。

5 教職員が前4項以外の事由により休職にされたときは、その休職期間中、必要に応じて、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第4項又は前項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第40条に規定する基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡したときは、同条を準用し、期末手当を支給することができる。

7 休職にされた教職員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

8 就業規則第18条第3項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

【一部改正】 (18.4.1/19.4.1/24.1.1/27.4.1)

(育児休業等取得者の給与)

第45条 育児休業等規則により、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、介護休業又は介護部分休業をする教職員の給与については、同規則に定めるところによる。

【一部改正】 (18.4.1/20.4.1)

(自己啓発等休業取得者の給与)

第46条 自己啓発等休業規則により、自己啓発等休業をする教職員の給与については、同規則に定めるところによる。

【一部改正】 (20.4.1)

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）の本学の成立の日の前日に受けていた給与については、特に支給要件に変更がない限り、この規則の規定により決定されたものとする。
- 3 承継教職員のうち、本学の成立の日の前日において、給与法第6条に規定する指定職俸給表の適用を受けていた者については、その適用を受けるべき職務に従事している間は、国立大学法人群馬大学役員報酬規則を準用する。
- 4 本学の成立の日前において、承継職員が給与の支払いを預金又は貯金への振込みとしていた申出は、第5条第2項に規定する申出とみなす。
- 5 本学の成立の日前の群馬大学の教職員としての在職期間は、本学の教職員として在職したものとみなしてこの規則を適用する。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第17条、第18条、第40条、第41条、別表第1から第7まで、別表第9及び第10の規定については、平成17年12月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年7月1日以降においては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。））に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗

じて得た額)を加算した額をその者の俸給月額として支給する。

- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)で、同項の規定による俸給月額を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給月額を支給する。
- 4 平成22年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 5 この規則施行の際、現に改正前の規則第19条第2項の規定の適用を受けている教職員にあつては、なお従前の例による。
- 6 平成18年4月1日に採用される教職員のうち、部内他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、第19条の規定を適用する場合、改正前の規則第19条の規定を適用するものとする。
- 7 この規則施行日後に採用される教職員のうち、部内他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、この規則施行日の前日に在職していたものとみなし、第2項の規定に準じて俸給月額を支給する。
- 8 第14条の規定による俸給の調整額の適用を受ける教職員(以下「俸給の調整額適用教職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額(平成18年3月31日にその者に適用されていた調整基本額(平成21年12月1日以降においては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額)又はこれに相当するものとして学長が認める額をいう。)に達しないこととなる教職員には、改正後の第14条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の調整額として支給する。
  - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

【一部改正】(19.4.1/21.12.1/22.12.1/24.7.1)

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第15条の規定による管理職手当の適用を受ける教職員(以下「管理職手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る管理職手当の月額が経過措置基準額(平成19年3月31日にその者が受けていた管理職手当の月額(平成22年12月1日以降においては、当該管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額)又はこれに相当するものとして学長が認める額をいう。)に達しないこととなる教職員には、改正後の第15条の規定による管理職手当の月額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)のほか、その差額に相当する額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(それらの額に1円未満

の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

【一部改正】 (20. 4. 1/21. 12. 1/22. 12. 1)

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条別表第11については、平成20年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31までの間における第42条の3の規定の適用については、同条中「別表第15」とあるのは、「附則別表第2」とする。

附 則

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当の第40条第3項に規定する支給割合は、同条同項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員	再雇用教職員
6月1日	100分の125	100分の110	100分の70

3 平成21年6月に支給する勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 一般の教職員 100分の95

(2) 特定幹部教職員 100分の115

(3) 再雇用教職員 100分の40

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第32条については、平成22年4月1日から適用する。

附 則



この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第14項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の期別支給割合は、第40条第3項の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

#### 期別支給割合

基準日	一般の教職員	特定幹部教職員
12月1日	100分の135	100分の115

- 3 平成22年12月に支給する勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 一般の教職員 100分の65
- (2) 特定幹部教職員 100分の85
- (3) 再雇用教職員 100分の30

- 4 平成30年3月31日までの間、再雇用教職員以外の教職員（一般職俸給表（一）、医療職俸給表（一）若しくは医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員のうち職務の級が6級以上の者、教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員のうち職務の級が5級以上の者又は教育職俸給表（二）若しくは教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員のうち職務の級が4級以上の者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定教職員の俸給月額（当該特定教職員が第35条第3項又は第5項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条同項の規定により半額を減じられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定教職員が同条同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第6項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の俸給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第6項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 人事交流手当 当該特定教職員の俸給月額に対する人事交流手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対

する人事交流手当の月額)

- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第40条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(同条第7項の規定の適用を受ける教職員(以下この号において「管理監督教職員」という。))にあっては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を)加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する在職期間別支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第40条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する在職期間別支給割合に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第41条第4項に規定する役職段階別加算の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第40条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。)に当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の合計額(第41条第4項に規定する役職段階別加算の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第40条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (6) 第44条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第44条第1項 前各号に定める額
  - ロ 第44条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第44条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- ニ 第44条第4項及び第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定より当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第44条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項又は第5項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 5 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、当分の間、学長の認めるところによる。
- 6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第32条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日（365日から週休日及び休日を除いた日）に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日（365日から週休日及び休日を除いた日）に7.75を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 7 附則第4項の規定が適用される間、第41条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部教職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部教職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 8 前項に規定する額の算出は、平成23年4月1日以降においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.0125」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.3125」、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」、「100分の85」とあるのは「100分の87.5」と読み替えるものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成26年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.2375」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.5375」、「100分の65」とあるのは「100分の82.5」、「100分の85」とあるのは「100分の102.5」と読み替えるものとする。
- 10 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成27年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.275」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.575」、「100分の65」とあるのは「100分の85」、「100分の85」とあるのは「100分の105」と読み替えるものとする。
- 11 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成28年12月1日においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.35」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.65」、「100分の65」とあるのは「100分の90」、「100分の85」とあるのは「100分の110」と読み替えるものとする。
- 12 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成29年12月1日において

は、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.6875」，「100分の1.275」とあるのは「100分の1.9875」，「100分の65」とあるのは「100分の112.5」，「100分の85」とあるのは「100分の132.5」と読み替えるものとする。

13 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する附則第4項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「平成22年12月1日後」とする。

14 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第15条第2項に規定する管理職手当の額は、同条同項の規定にかかわらず、同条同項の月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

15 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において第11条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があるとして学長が認める者の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

【一部改正】（24.1.1/27.4.1/28.4.1）

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（平成18年4月1日施行の附則2項の規定により俸給月額に加算される額を含み、当該教職員が第35条第3項及び第4項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同附則第2項の規定により俸給月額に加算される額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれに定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77

	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
教育職俸給表(三)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 人事交流手当 当該教職員の俸給月額に対する人事交流手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する人事交流手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 第44条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額
  - ア 第44条第1項 前項及び前各号に定める額
  - イ 第44条第2項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100の80を乗じて得た額
  - ウ 第44条第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第3項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - エ 第44条第4項又は第5項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第4項又は第5項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - オ 第44条第6項 第4号に定める額に同条第2項、第4項又は第5項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第32条から第35条第1項までに規定する勤務1時間当たりの給与額（同規則第32条の規定により読み替えられるものを含む。）は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日に7.75を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額及

び管理職手当の月額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 5 特例期間においては、平成22年12月1日施行の附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで及び第4項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する人事交流手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する人事交流手当の月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月1日施行の附則第4項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月1日施行の附則第4項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びエ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号オ中「第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第4号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年12月1日施行の附則第6項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 第19条の3の適用期間は特例期間とする。
- 8 特例期間においては、平成22年12月1日施行の附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第19条の3の規定の適用については、同条第2項中「、俸給月額（）」とあるのは「、俸給月額（平成22年12月1日施行の附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額とし、）」とする。
- 9 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成24年7月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 10 平成25年4月1日において平成18年4月1日施行の附則第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない教職員のうち当該教職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がな

いものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 11 平成26年4月1日において平成18年4月1日施行の附則第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない教職員のうち当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条の2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の2及び第11条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第12項及び第13項の規定は、平成27年3月11日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第40条第7項（第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成27年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による俸給の額との合計額」とする。
- 6 施行日から平成28年3月31日までの間（以下「保障期間」という。）における第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 7 この規則施行の際、現に第19条第2項及び第3項の規定の適用を受けている教職員にあっては、なお従前の例による。
- 8 施行日以降に採用される教職員について、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められるときは、前項の規定に準ずる。
- 9 施行日から平成28年3月31日までの間に教職員が人事交流により採用となった場合における当該教職員に対する当該採用に係る人事交流手当の支給に関する第19条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 10 施行日前に教職員が人事交流により採用となった場合における当該教職員に対する当該採用に係る人事交流手当の支給に関する第19条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 11 保障期間における第22条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。
- 12 平成26年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
  - (1) 一般の教職員 100分の82.5
  - (2) 特定幹部教職員 100分の102.5
  - (3) 再雇用教職員 100分の37.5
- 13 前項の規定は、平成26年12月1日に在職している教職員のうち、前項の施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の規定は、平成28年3月2日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が、同日において附則別表に定める俸給表のその者の受けている級及び号俸に対応する俸給



月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 3 施行日の前日から引き続き教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受けることとなった教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第40条第7項（第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第43条第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成28年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による俸給の額との合計額」とする。
- 6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までににおける第19条の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 7 この規則施行の際、現に第19条の規定の適用を受けている教職員にあっては、なお従前の例による。
- 8 施行日以降に採用される教職員について、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められるときは、前項の規定に準ずる。
- 9 平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
  - （1）一般の教職員 100分の85
  - （2）特定幹部教職員 100分の105
  - （3）再雇用教職員 100分の40
- 10 前項の規定は、平成27年12月1日に在職している教職員のうち、前項の施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成28年11月30日から施行する。
- 2 平成28年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
  - （1）一般の教職員 100分の90
  - （2）特定幹部教職員 100分の110
  - （3）再雇用教職員 100分の42.5

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる期間の第18条第2項の表の適用については、当該各号に掲げる表による。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	10,000 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 8,000 円（教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円）
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫及び弟妹	1 人につき 6,500 円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	6,500 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 10,000 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫及び弟妹	1 人につき 6,500 円
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
配偶者	6,500 円 ただし、般（一）8級教職員等及び般（一）9級以上教職員等（以下「般（一）8級以上教職員等」という。）にあつては、3,500 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 10,000 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫及び弟妹	1 人につき 6,500 円 ただし、般（一）8級教職員等にあつては、3,500 円
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

#### 附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
  - (1) 一般の教職員 100分の112.5
  - (2) 特定幹部教職員 100分の132.5
  - (3) 再雇用教職員 100分の52.5
- 3 前項の規定は、平成29年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日において第11条の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が定める教職員を除く。以下この項において「昇給抑制教職員」という。）その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行し、改正後の第28条第1項第1号の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第28条第1項第1号の規定は、施行の日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
  - (1) 一般の教職員 100分の95
  - (2) 特定幹部教職員 100分の115
  - (3) 再雇用教職員 100分の47.5
- 3 前項の規定は、平成30年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和元年6月18日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当に適用する。
- 2 令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
  - (1) 一般の教職員 100分の97.5
  - (2) 特定幹部教職員 100分の117.5
  - (3) 再雇用教職員 100分の45
- 3 前項の規定は、令和元年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、改正後に引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める教職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
  - (1) 改正後の第20条第1項の各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
  - (2) 旧手当額から改正後の第20条により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年12月1日を基準日とする勤勉手当に適用する。
- 2 令和2年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
  - (1) 一般の教職員 100分の100

(2) 特定幹部教職員 100分の120

(3) 再雇用教職員 100分の50

3 前項の規定は、令和2年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第38条の規定は令和4年4月1日から、第42条の5の規定は令和4年10月1日から適用する。

2 令和4年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 一般の教職員 100分の105

(2) 特定幹部教職員 100分の125

(3) 再雇用教職員 100分の50

3 第1項の規定は、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

4 第2項の規定は、令和4年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月27日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2項及び第3項の規定は、令和5年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当に適用する。

2 令和5年12月1日を基準日とする期末手当の第40条第3項に規定する期別支給割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 一般の教職員 100分の125
- (2) 特定幹部教職員 100分の105
- (3) 再雇用教職員 100分の70.0

3 令和5年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は同条同項の各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 一般の教職員 100分の105
- (2) 特定幹部教職員 100分の125
- (3) 再雇用教職員 100分の50.0

4 第2項及び第3項の規定は、令和5年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

#### 附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表(一) (第2条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
再	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
雇	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
用	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
員	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
以	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
外	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			

の 職 員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300						
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600						
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800						
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000						
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300						
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600						
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800						
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000						
94		295,900	343,600								
95		296,200	344,100								
96		296,600	344,500								
97		296,800	344,700								
98		297,100	345,100								
99		297,500	345,500								
100		297,900	345,800								
101		298,100	346,100								
102		298,400	346,500								
103		298,800	346,900								
104		299,100	347,300								
105		299,300	347,800								
106		299,600	348,200								
107		300,000	348,600								
108		300,300	349,000								
109		300,500	349,500								
110		300,900	349,900								
111		301,300	350,200								
112		301,600	350,500								
113		301,800	351,000								
114		302,000									
115		302,300									
116		302,700									
117		302,900									
118		303,100									
119		303,400									
120		303,700									
121		304,100									
122		304,300									
123		304,600									
124		304,900									
125		305,200									
再 雇 用 職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、事務職員、施設系技術職員及び教室系技術職員に適用する。



別表第2 一般職俸給表(二) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 雇 用 職 一		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900	

員 以 外 の 職 員	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800		
80	224,300	258,600	290,500	316,100		
81	224,600	258,900	290,900	316,400		
82	224,900	259,200	291,300	316,700		
83	225,200	259,500	291,800	317,000		
84	225,500	259,700	292,300	317,300		
85	225,800	259,900	292,600	317,500		
86	226,100	260,100	293,100	317,900		
87	226,400	260,400	293,700	318,200		
88	226,700	260,700	294,200	318,400		
89	227,000	260,900	294,500	318,600		
90	227,400	261,100	295,000	318,900		
91	227,700	261,400	295,500	319,200		
92	228,000	261,600	295,800	319,500		
93	228,200	261,900	296,200	319,700		
94	228,500	262,200	296,700	320,000		
95	228,800	262,500	297,200	320,300		
96	229,100	262,700	297,700	320,500		
97	229,300	262,900	298,000	320,700		
98	229,600	263,200	298,400	321,000		
99	229,800	263,400	298,900	321,300		
100	230,100	263,700	299,400	321,500		
101	230,400	264,000	299,800	321,700		
102	230,600	264,200	300,200			
103	230,900	264,500	300,500			
104	231,200	264,800	300,800			
105	231,500	265,000	301,100			
106	232,000	265,200	301,500			
107	232,300	265,500	301,900			
108	232,600	265,700	302,300			
109	232,800	266,000	302,600			
110	233,200	266,300	303,000			
111	233,600	266,600	303,400			
112	233,900	266,800	303,700			
113	234,100	267,000	303,900			

114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			
再雇用職員	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、看護助手その他の技能系職員に適用する。

別表第3 教育職俸給表(一)(第2条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
	2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
	3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
	4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
	5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
	6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
	7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
	8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
	9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
	10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
	11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
	12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
	13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
	14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
	15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
	16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
	17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
	18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
	19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
	20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
	21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
	22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
	23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
	24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
	25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
	26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
	27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
	28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
	29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
	30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
	31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
	32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
	33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
	34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
	35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
	36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
	37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
	38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
	39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
	40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
	41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
	42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
	43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
	44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
	45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
	46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
	47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
	48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
	49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
	50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
	51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	
	52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	
	53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300	
	54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
	55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
	56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	
	57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800	
	58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100	
	59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400	
	60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600	
再	61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800	
	62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800	
	63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800	
雇	64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800	
	65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400	

用 職 員 以 外 の 職 員	66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300	
	67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200	
	68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100	
	69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000	
	70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800	
	71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500	
	72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000	
	73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700	
	74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200	
	75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000	
	76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600	
	77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100	
	78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700	
	79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300	
	80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900	
	81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500	
	82	298,100	351,600	416,900	453,100		
	83	298,900	352,500	417,200	453,400		
	84	299,700	353,400	417,600	454,000		
	85	300,200	354,000	417,900	454,400		
	86	301,000	354,600	418,300	454,800		
	87	301,800	355,200	418,700	455,200		
	88	302,600	355,800	419,100	455,500		
	89	303,200	356,300	419,400	455,800		
	90	303,800	356,700	419,800	456,200		
	91	304,400	357,100	420,200	456,600		
	92	305,000	357,500	420,500	456,900		
	93	305,600	357,900	420,800	457,200		
	94	306,200	358,300	421,200	457,600		
	95	306,800	358,800	421,500	457,900		
	96	307,400	359,200	421,800	458,200		
	97	307,900	359,800	422,100	458,500		
	98	308,500	360,300	422,500	458,900		
	99	309,100	360,700	422,800	459,200		
	100	309,700	361,200	423,100	459,500		
	101	310,000	361,600	423,400	459,800		
	102	310,300	362,100	423,800			
103	310,600	362,400	424,100				
104	310,900	362,800	424,400				
105	311,200	363,300	424,700				
106	311,500	363,700	425,000				
107	311,800	364,200	425,300				
108	312,000	364,700	425,600				
109	312,400	365,100	425,900				
110	312,700	365,600	426,200				
111	313,100	366,100	426,500				
112	313,500	366,500	426,800				
113	313,800	366,900	427,100				
114	314,200	367,300	427,400				
115	314,500	367,800	427,700				
116	314,800	368,200	428,000				
117	315,000	368,600	428,200				
118	315,300	369,000					
119	315,700	369,500					
120	316,100	369,900					
121	316,300	370,200					
122	316,600	370,600					
123	317,000	371,100					
124	317,400	371,400					
125	317,600	371,800					
126	317,800	372,300					
127	318,100	372,800					
128	318,500	373,200					
129	318,700	373,600					
130	319,000	374,100					
131	319,400	374,600					
132	319,600	375,100					
133	319,800	375,600					
134	320,100	376,100					
135	320,500	376,600					
136	320,700	377,100					
137	320,900	377,600					

	138	321,100	378,100				
	139	321,300	378,600				
	140	321,600	379,100				
	141	322,000	379,600				
	142	322,300					
	143	322,600					
	144	322,900					
	145	323,300					
	146	323,600					
	147	323,800					
	148	324,100					
	149	324,500					
	150	324,800					
	151	325,100					
	152	325,300					
	153	325,600					
	154	325,900					
	155	326,200					
	156	326,500					
	157	326,700					
再雇用職員		236,600	283,800	294,800	316,800	401,000	535,500

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第4 教育職俸給表(二) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	405,000	476,800
	41	245,000	296,800	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	408,000	
	43	247,500	300,700	409,300	
	44	248,600	302,700	410,700	
	45	249,700	304,700	412,100	
	46	250,900	306,800	413,400	
	47	252,100	309,000	414,900	
	48	253,100	311,200	416,400	
	49	254,200	313,300	418,000	
	50	255,500	315,600	419,400	
	51	256,700	317,800	421,000	
	52	258,000	319,900	422,500	
	53	259,100	322,000	424,200	

再 雇 用 職 員	54	260,300	323,500	425,700	
	55	261,600	325,000	427,300	
	56	262,600	326,500	428,900	
	57	263,700	328,200	430,400	
	58	264,400	330,200	431,900	
	59	265,400	332,200	433,100	
	60	266,400	334,100	434,300	
	61	267,300	335,900	435,500	
	62	268,100	337,900	436,800	
	63	268,900	339,900	438,100	
	64	269,700	341,800	439,300	
	65	270,800	343,500	440,500	
	66	272,100	345,500	441,700	
外 の 職 員	67	273,400	347,500	442,900	
	68	274,700	349,500	444,100	
	69	275,900	351,300	445,300	
	70	277,100	353,200	446,500	
	71	278,300	355,100	447,700	
	72	279,500	357,000	448,900	
	73	280,500	358,600	450,000	
	74	281,500	360,500	450,600	
	75	282,500	362,300	451,100	
	76	283,400	364,200	451,600	
	77	284,300	366,000	452,100	
	78	285,200	367,700	452,700	
	79	286,100	369,300	453,200	
80	287,000	370,900	453,700		
の 職 員	81	287,800	372,300	454,200	
	82	288,900	373,800		
	83	289,900	375,200		
	84	290,900	376,500		
	85	291,900	377,600		
	86	292,900	379,000		
	87	293,900	380,400		
	88	294,900	381,700		
	89	296,000	382,900		
	90	297,100	384,200		
	91	298,200	385,300		
	92	299,200	386,500		
	93	299,700	387,700		
94	300,700	388,800			
95	301,800	390,000			
96	303,000	391,200			
97	304,000	392,600			
98	305,100	393,600			
99	306,100	394,600			
100	307,100	395,600			
101	307,900	396,500			
102	309,000	397,500			
103	310,000	398,600			
104	311,000	399,700			
105	311,600	400,400			
106	312,500	401,300			
107	313,300	402,200			
108	314,100	403,100			
109	314,800	403,900			
110	315,200	404,800			
111	315,600	405,600			
112	316,100	406,400			
113	316,600	407,000			



114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		
117	318,400	409,700		
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		
136	325,200	415,100		
137	325,500	415,300		
138	325,700	415,600		
139	326,000	415,900		
140	326,300	416,100		
141	326,500	416,300		
142	326,700	416,600		
143	327,000	416,900		
144	327,200	417,100		
145	327,500	417,300		
146	327,700	417,600		
147	328,000	417,900		
148	328,300	418,100		
149	328,500	418,300		
150	328,700	418,600		
151	329,000	418,900		
152	329,300	419,100		
153	329,500	419,300		
再雇用職員	235,000	275,300	332,200	416,600

- 備考(1) この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。  
(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,200円)をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 教育職俸給表(三) (第2条関係)

職員 の区 分	職務の 級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	377,700	
	43	246,500	277,800	379,100	
	44	247,800	279,900	380,600	
	45	249,100	282,000	382,000	
	46	250,400	284,200	383,600	
	47	251,600	286,300	385,100	
	48	252,700	288,200	386,600	
	49	253,800	290,300	387,900	
	50	255,100	292,000	389,400	
	51	256,400	293,800	390,800	
	52	257,400	295,500	392,100	
	53	258,500	296,800	393,300	
	54	259,900	298,800	394,600	
	55	260,900	300,700	395,700	
	56	261,900	302,700	396,800	
	57	262,900	304,700	398,000	

再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	58	263,900	306,800	399,200	
	59	264,900	309,000	400,400	
	60	265,900	311,200	401,600	
	61	266,800	313,300	402,700	
	62	267,500	315,600	403,700	
	63	268,200	317,800	405,000	
	64	268,800	319,900	406,200	
	65	269,500	322,000	407,400	
	66	270,700	323,500	408,500	
	67	271,800	325,000	409,600	
	68	272,900	326,500	410,700	
	69	274,200	328,200	411,700	
	70	275,600	330,200	412,900	
	71	276,800	332,200	414,100	
	72	278,000	334,100	415,300	
	73	278,800	335,900	415,900	
	74	279,700	337,900	416,700	
	75	280,700	339,800	417,400	
	76	281,700	341,700	417,900	
	77	282,600	343,400	418,200	
	78	283,600	345,200	418,600	
79	284,700	346,900	419,000		
80	285,500	348,600	419,400		
81	286,300	350,400	419,700		
82	287,100	352,100	420,100		
83	287,900	353,500	420,500		
84	288,700	355,100	420,800		
85	289,600	356,300	421,100		
86	290,400	357,900	421,500		
87	291,100	359,400	421,900		
88	291,900	360,900	422,200		
89	292,800	362,200	422,500		
90	293,700	363,500	422,800		
91	294,600	364,800	423,100		
92	295,300	366,200	423,300		
93	295,600	367,600	423,500		
94	296,300	368,900	423,800		
95	297,000	370,100	424,100		
96	297,700	371,200	424,300		
97	298,400	372,200	424,500		
98	299,200	373,200			
99	300,000	374,200			
100	300,700	375,100			
101	301,400	375,900			
102	301,800	376,900			
103	302,200	377,800			
104	302,600	378,700			
105	302,800	379,500			
106	303,100	380,400			
107	303,400	381,300			
108	303,600	382,200			
109	303,800	383,000			
110	304,000	384,000			
111	304,300	384,900			
112	304,600	385,800			
113	304,800	386,400			
114	305,000	387,300			
115	305,200	388,200			
116	305,500	389,100			
117	305,800	389,900			
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			

122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		
139		401,800		
140		402,100		
141		402,400		
142		402,700		
143		403,000		
144		403,300		
145		403,500		
146		403,800		
147		404,100		
148		404,300		
149		404,500		
150		404,800		
151		405,100		
152		405,300		
153		405,500		
154		405,800		
155		406,100		
156		406,300		
157		406,500		
158		406,800		
159		407,100		
160		407,300		
161		407,500		
162		407,800		
163		408,100		
164		408,300		
165		408,500		
再雇用職員	226,200	272,100	325,500	406,600

備考(1) この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあつては、8,000円)をそれぞれ加算した額とする。

別表第6 医療職俸給表(一) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用職員以外		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100			

の 職 員	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700				
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200				
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800				
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400				
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900				
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400				
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900				
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400				
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700				
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200				
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600				
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000				
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400				
86		290,700	326,500	347,300					
87		290,900	326,700	347,600					
88		291,100	327,000	347,900					
89		291,500	327,400	348,300					
90		291,700	327,800	348,600					
91		291,900	328,200	349,000					
92		292,100	328,600	349,300					
93		292,500	328,900	349,700					
94		292,700	329,100	350,000					
95		292,900	329,500	350,300					
96		293,200	329,800	350,600					
97		293,500	330,000	350,900					
98		293,700	330,300	351,300					
99		293,900	330,600	351,700					
100		294,200	330,900	352,100					
101		294,500	331,100	352,600					
102		294,700	331,400	353,000					
103		294,900	331,800	353,400					
104		295,200	332,000	353,800					
105		295,500	332,200	354,300					
106			332,400						
107			332,800						
108			333,000						
109			333,200						
110			333,600						
111			334,000						
112			334,400						
113			334,600						
再雇 用職 員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の医療系技術職員に適用する。

別表第7 医療職俸給表(二) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 雇 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900	

職 員 以 外 の 職 員	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200			
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500			
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800			
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300			
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700			
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000			
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300			
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800			
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300			
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700			
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000			
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400			
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900			
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300			
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700			
94	283,800	316,500	349,400	367,500				
95	284,700	317,200	350,100	367,900				
96	285,600	317,800	350,700	368,200				
97	286,200	318,300	351,100	368,800				
98	286,800	318,600	351,500	369,300				
99	287,400	319,200	352,000	369,800				
100	288,300	319,800	352,400	370,300				
101	289,100	320,200	352,900	370,900				
102	289,900	320,800	353,300	371,400				
103	290,700	321,400	353,800	371,900				
104	291,500	321,900	354,200	372,300				
105	292,100	322,300	354,500	372,900				
106	292,600	322,800	355,000	373,400				
107	293,100	323,300	355,400	373,900				
108	293,500	323,800	355,700	374,400				
109	293,700	324,200	356,200	375,000				
110	294,000	324,600	356,700	375,400				
111	294,200	324,900	357,200	375,900				
112	294,500	325,200	357,700	376,400				
113	294,800	325,500	358,200	377,000				
114	295,000	325,900	358,700					
115	295,300	326,300	359,200					
116	295,500	326,600	359,600					
117	295,800	326,800	360,000					
118	296,100	327,100	360,400					
119	296,400	327,500	360,900					
120	296,700	327,700	361,400					
121	297,000	327,900	361,800					



122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
再雇用職員	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師その他の看護職員に適用する。

別表第8 俸給の調整額適用区分表（第14条関係）

勤務箇所	教職員	調整数	
1. 大学院の研究科及び学 府(以下, 研究科等とい う。)	(1) 教授, 准教授, 講師又は助教で研究科等の授業を常 時担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち, 研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生に対 する研究指導に従事するもの(別に定める者に限る。)	3	
	(2) 大学院担当教員のうち, 研究科等の博士課程を担当す る者((1)に掲げる者を除く。)	2	
	(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	1	
	(4) 研究科等に在学する学生の指導に常時従事する助教 又は助手で別に定めるもの		
2. 医学部及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組 織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例 とする病理細菌技術者	1	
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とし る職員(別に定める者に限る。)		
	(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の 病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」とい う。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実 験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職 員		
3. 医学部附属病院	(1) 重症心身障害児(以下「重障児」という。)を専ら入院さ せるための病棟(以下「重障児病棟」という。)に勤務する 看護助手	5	
	(2) 重障児病棟に勤務する看護師長, 看護師及び准看護 師	4	
	(3) 重障児の診療に直接従事することを本務とする医師		
	(4) 重障児の理学療法に直接従事することを本務とする理 学療法技術職員		
	(5) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病 棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟 (以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3	
	(6) 精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当し ている者に限る。), 看護師及び准看護師	2	
	(7) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事すること を本務とする医師及び歯科医師		
	(8) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常 例とし, 入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技 術者		
	(9) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入 院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診 療放射線技師		
	(10) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とし る作業療法技術職員		
	(11) 結核病棟, 精神病棟又は集中的な監視及び治療を要 する患者を専ら入院させるための病棟(別に定めるものに 限る。以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長 ( (6)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する 看護師及び准看護師		1
	(12) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従 事することを本務とする医師(別に定める者に限る。)		
	(13) 重障児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄 養士		

	(14) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員(別に定める者に限る。)	
4. 附属特別支援学校	(1) 特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭及び養護教諭	2
	(2) 教諭((1)に掲げる者を除く。)	1

別表第9 調整基本額表（第14条関係）

ア. 一般職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	6,600円
2級	全ての号俸	8,500円
3級	全ての号俸	9,600円
4級	全ての号俸	10,200円
5級	全ての号俸	10,600円
6級	全ての号俸	11,200円
7級	全ての号俸	12,100円
8級	全ての号俸	12,700円
9級	全ての号俸	14,300円
10級	全ての号俸	15,900円

ウ. 教育職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	8,590円
	2号俸	8,685円
	3号俸	8,779円
	4号俸	8,869円
	5号俸	8,955円
	上記に該当しない号俸	9,000円
2級	1号俸	10,489円
	上記に該当しない号俸	10,500円
3級	全ての号俸	11,900円
4級	全ての号俸	12,700円
5級	全ての号俸	15,000円
6級	全ての号俸	16,300円

イ. 一般職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	6,000円
2級	全ての号俸	7,400円
3級	全ての号俸	8,500円
4級	全ての号俸	8,700円
5級	全ての号俸	9,600円

エ. 教育職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,974円
	2号俸	8,041円
	3号俸	8,113円
	4号俸	8,181円
	5号俸	8,253円
	6号俸	8,338円
	7号俸	8,419円
	8号俸	8,505円
	9号俸	8,581円
	10号俸	8,676円
	11号俸	8,766円
	12号俸	8,856円
	13号俸	8,946円
	上記に該当しない号俸	9,000円
2級	1号俸	9,886円
	2号俸	9,963円
	3号俸	10,030円
	4号俸	10,098円
	5号俸	10,174円
	6号俸	10,233円
	7号俸	10,287円
	8号俸	10,345円
	9号俸	10,422円
	10号俸	10,498円
	11号俸	10,575円
	12号俸	10,647円
	13号俸	10,714円
	14号俸	10,804円
	15号俸	10,890円
	16号俸	10,975円
	17号俸	11,052円
上記に該当しない号俸	11,100円	
3級	全ての号俸	12,200円
4級	全ての号俸	13,100円

オ. 教育職俸給表(三)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,974円
	2号俸	8,041円
	3号俸	8,113円
	4号俸	8,181円
	5号俸	8,253円
	6号俸	8,338円
	上記に該当しない号俸	8,400円
2級	1号俸	8,703円
	2号俸	8,797円
	3号俸	8,892円
	4号俸	8,991円
	5号俸	9,085円
	6号俸	9,180円
	7号俸	9,274円
	8号俸	9,369円
	9号俸	9,468円
	10号俸	9,576円
	11号俸	9,679円
	12号俸	9,778円
	13号俸	9,886円
	14号俸	9,963円
	15号俸	10,030円
	16号俸	10,098円
	17号俸	10,174円
	18号俸	10,233円
	19号俸	10,287円
	20号俸	10,345円
	21号俸	10,422円
	22号俸	10,498円
	23号俸	10,575円
	24号俸	10,647円
	25号俸	10,714円
	26号俸	10,804円
	27号俸	10,890円
	28号俸	10,975円
	上記に該当しない号俸	11,000円
3級	全ての号俸	11,800円
4級	全ての号俸	12,700円

カ. 医療職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	6,200円
2級	全ての号俸	8,000円
3級	全ての号俸	9,100円
4級	全ての号俸	9,700円
5級	全ての号俸	10,500円
6級	全ての号俸	11,300円
7級	全ての号俸	12,200円
8級	全ての号俸	13,800円

キ. 医療職俸給表(二)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	8,100円
2級	全ての号俸	9,400円
3級	全ての号俸	9,700円
4級	全ての号俸	10,000円
5級	全ての号俸	10,400円
6級	全ての号俸	11,600円
7級	全ての号俸	12,500円

別表第10 管理職手当(第15条関係)

職 名	適用区分
副学長(校務を分担する者)	Ⅱ種
医学系研究科長	Ⅱ種
理工学府長	Ⅱ種
病院長	Ⅱ種
共同教育学部長	Ⅲ種
情報学部長	Ⅲ種
保健学研究科長	Ⅲ種
パブリックヘルス学環長	Ⅲ種
医理工レギュラトリーサイエンス学環長	Ⅲ種
生体調節研究所長	Ⅲ種
総合情報メディアセンター長	Ⅲ種
副学長	Ⅳ種
副病院長	Ⅳ種
評議員	Ⅴ種
教育実践センター長	Ⅴ種
学科長(情報学部に限る。)	Ⅴ種
部門長(理工学府に限る。)	Ⅴ種
生物資源センター長	Ⅴ種
生体情報ゲノムリソースセンター長	Ⅴ種
附属学校部長	Ⅳ種の2
附属小学校長	Ⅳ種の2
附属幼稚園長	Ⅴ種
附属小学校教頭	Ⅳ種
附属中学校長	Ⅳ種
附属中学校教頭	Ⅳ種
附属特別支援学校長	Ⅳ種
附属特別支援学校小学部主事	Ⅴ種の2
附属特別支援学校中学部主事	Ⅴ種の2
附属特別支援学校高等部主事	Ⅴ種の2
附属幼稚園教頭	Ⅵ種
附属特別支援学校教頭	Ⅴ種
看護部長	Ⅱ種
薬剤部長	Ⅳ種
副看護部長	Ⅳ種
事務局長	Ⅰ種
事務局の部長及び調査役	Ⅱ種
昭和地区事務部長, 次長	Ⅱ種
課長, 事務長, 室長	Ⅲ種
統括技術長	Ⅳ種
副統括技術長	Ⅴ種

備考 研究科長(Ⅲ種)又は学部長が学環長を兼ねる場合, その適用区分は「Ⅲ種」の場合「Ⅱ種」と読み替えるものとする。

別表第11 管理職手当額(第15条関係)

ア. 一般職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
10級	I種	139,300 円
9級	I種	130,300 円
	II種	104,200 円
8級	I種	117,100 円
	II種	94,000 円
	III種	82,200 円
7級	II種	88,500 円
	III種	77,400 円
6級	II種	83,100 円
	III種	72,700 円
	IV種	62,300 円
	V種	51,900 円
5級	III種	69,400 円
	IV種	59,500 円
	V種	49,600 円
4級	IV種	55,500 円
	V種	46,300 円

オ. 医療職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
6級	IV種	62,300 円
5級	IV種	58,900 円

カ. 医療職俸給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
7級	II種	88,300 円
6級	II種	86,700 円
5級	II種	79,000 円
	III種	69,100 円
	IV種	59,200 円
4級	IV種	53,700 円

イ. 教育職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
5級	II種	106,900 円
	III種	93,500 円
	IV種の2	86,800 円
	IV種	80,200 円
	V種	66,800 円
4級	IV種の2	74,500 円
	IV種	68,800 円
	V種	57,300 円

備考 研究科長(II種)又は学府長が学環長を兼ねる場合、管理職手当額は「120,300円」と読み替えるものとする。

ウ. 教育職俸給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4級	IV種	68,300 円
	V種	56,900 円
3級	V種	55,100 円
	V種の2	35,300 円
2級	V種	52,200 円
	V種の2	33,400 円

エ. 教育職俸給表(三)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4級	IV種	65,100 円
	V種	54,300 円
3級	V種	54,700 円
	VI種	43,400 円
2級	V種	51,000 円
	VI種	33,800 円

別表第12 初任給調整手当（第17条関係）

期間の区分	手当額
	円
1 年未満	51,100
1 年以上 2 年未満	51,100
2 年以上 3 年未満	51,100
3 年以上 4 年未満	51,100
4 年以上 5 年未満	51,100
5 年以上 6 年未満	51,100
6 年以上 7 年未満	49,300
7 年以上 8 年未満	47,500
8 年以上 9 年未満	45,700
9 年以上 10 年未満	43,900
10 年以上 11 年未満	42,100
11 年以上 12 年未満	40,300
12 年以上 13 年未満	38,500
13 年以上 14 年未満	36,700
14 年以上 15 年未満	35,300
15 年以上 16 年未満	33,900
16 年以上 17 年未満	32,500
17 年以上 18 年未満	31,100
18 年以上 19 年未満	29,700
19 年以上 20 年未満	28,300
20 年以上 21 年未満	26,900
21 年以上 22 年未満	26,300
22 年以上 23 年未満	25,700
23 年以上 24 年未満	24,700
24 年以上 25 年未満	24,100
25 年以上 26 年未満	23,500
26 年以上 27 年未満	22,900
27 年以上 28 年未満	22,300
28 年以上 29 年未満	21,500
29 年以上 30 年未満	21,200
30 年以上 31 年未満	20,800
31 年以上 32 年未満	20,200
32 年以上 33 年未満	19,300
33 年以上 34 年未満	18,400
34 年以上 35 年未満	17,700



別表第13 地域手当(第19条関係)

都道府県	支給地域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の6
	前橋市 太田市 桐生市 渋川市	100分の3
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	多賀城市	100分の10
	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市 つくば市	100分の16
	守谷市	100分の15
	牛久市	100分の12
	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市	100分の10
	古河市 ひたちなか市 神栖市	100分の6
	笠間市 鹿嶋市 筑西市	100分の3
栃木県	宇都宮市 大田原市 下野市	100分の6
	栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	100分の3
埼玉県	和光市	100分の16
	さいたま市 志木市	100分の15
	東松山市 朝霞市	100分の12
	坂戸市	100分の10
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	100分の6
	熊谷市	100分の3
	千葉県	袖ヶ浦市 印西市
千葉市 成田市	100分の15	
船橋市 浦安市	100分の12	
市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市	100分の10	
野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の6	
木更津市 君津市 八街市	100分の3	
東京都	特別区	100分の20
	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	100分の16
	八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15
	立川市	100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の10
	武蔵村山市	100分の3
神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市	100分の16
	鎌倉市	100分の15
	相模原市 藤沢市	100分の12
	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
	三浦市 秦野市 三浦郡葉山町 中郡二宮町	100分の6
	新潟県	新潟市
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3
福井県	福井市	100分の3
山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の3
長野県	塩尻市	100分の6
	長野市 松本市 諏訪市 伊那市	100分の3
岐阜県	岐阜市	100分の6
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市	100分の3
静岡県	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	100分の6
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	100分の3
愛知県	刈谷市 豊田市	100分の16
	名古屋市 豊明市	100分の15
	西尾市 知多市 みよし市	100分の10
	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市	100分の6
	江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町	
	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村	100分の3
三重県	鈴鹿市	100分の12
	四日市市	100分の10
	津市 桑名市 亀山市	100分の6

	名張市 伊賀市	100分の3
滋賀県	大津市 草津市 栗東市	100分の10
	彦根市 守山市 甲賀市	100分の6
	長浜市 東近江市	100分の3
	京田辺市	100分の12
京都府	京都市	100分の10
	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市	100分の6
大阪府	大阪市 守口市	100分の16
	池田市 高槻市 門真市	100分の15
	豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市	100分の12
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市	100分の10
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	
兵庫県	西宮市 芦屋市 宝塚市	100分の15
	神戸市	100分の12
	尼崎市 伊丹市 三田市	100分の10
	明石市 赤穂市	100分の6
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
	奈良県	天理市
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	100分の6
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の6
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の3
香川県	高松市	100分の6
	坂出市	100分の3
福岡県	福岡市 春日市 福津市	100分の10
	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の6
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第14 義務教育等教員特別手当（第42条関係）

ア 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸				
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	3,900	5,000	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	12,900	15,900
	38	5,800	7,700	12,900	15,900
	39	5,800	7,700	12,900	15,900
	40	5,800	7,700	12,900	15,900
	41	6,100	8,300	13,200	16,000
	42	6,100	8,300	13,200	
	43	6,100	8,300	13,200	
	44	6,100	8,300	13,200	
	45	6,300	8,600	13,500	
	46	6,300	8,600	13,500	
	47	6,300	8,600	13,500	
	48	6,300	8,600	13,500	
	49	6,600	8,900	13,700	
	50	6,600	8,900	13,700	
	51	6,600	8,900	13,700	
	52	6,600	8,900	13,700	
53	6,800	9,600	14,000		

54	6,800	9,600	14,000
55	6,800	9,600	14,000
56	6,800	9,600	14,000
57	7,000	9,900	14,200
58	7,000	9,900	14,200
59	7,000	9,900	14,200
60	7,000	9,900	14,200
61	7,200	10,200	14,400
62	7,200	10,200	14,400
63	7,200	10,200	14,400
64	7,200	10,200	14,400
65	7,400	10,500	14,600
66	7,400	10,500	14,600
67	7,400	10,500	14,600
68	7,400	10,500	14,600
69	7,700	10,800	14,800
70	7,700	10,800	14,800
71	7,700	10,800	14,800
72	7,700	10,800	14,800
73	7,900	11,100	14,900
74	7,900	11,100	14,900
75	7,900	11,100	14,900
76	7,900	11,100	14,900
77	8,100	11,400	15,100
78	8,100	11,400	15,100
79	8,100	11,400	15,100
80	8,100	11,400	15,100
81	8,200	11,600	15,200
82	8,200	11,600	
83	8,200	11,600	
84	8,200	11,600	
85	8,400	11,800	
86	8,400	11,800	
87	8,400	11,800	
88	8,400	11,800	
89	8,500	12,200	
90	8,500	12,200	
91	8,500	12,200	
92	8,500	12,200	
93	8,700	12,400	
94	8,700	12,400	
95	8,700	12,400	
96	8,700	12,400	
97	8,800	12,600	
98	8,800	12,600	
99	8,800	12,600	
100	8,800	12,600	
101	9,000	12,900	
102	9,000	12,900	
103	9,000	12,900	
104	9,000	12,900	
105	9,100	13,100	
106	9,100	13,100	
107	9,100	13,100	
108	9,100	13,100	
109	9,200	13,300	
110	9,200	13,300	
111	9,200	13,300	
112	9,200	13,300	
113	9,200	13,400	

	114	9,200	13,400		
	115	9,200	13,400		
	116	9,200	13,400		
	117	9,400	13,600		
	118	9,400	13,600		
	119	9,400	13,600		
	120	9,400	13,600		
	121	9,500	13,700		
	122	9,500	13,700		
	123	9,500	13,700		
	124	9,500	13,700		
	125	9,600	13,900		
	126	9,600	13,900		
	127	9,600	13,900		
	128	9,600	13,900		
	129	9,700	14,000		
	130	9,700	14,000		
	131	9,700	14,000		
	132	9,700	14,000		
	133	9,800	14,100		
	134	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	136	9,800	14,100		
	137	9,900	14,100		
	138	9,900	14,100		
	139	9,900	14,100		
	140	9,900	14,100		
	141	9,900	14,200		
	142	9,900	14,200		
	143	9,900	14,200		
	144	9,900	14,200		
	145	10,100	14,200		
	146	10,100	14,200		
	147	10,100	14,200		
	148	10,100	14,200		
	149	10,200	14,200		
	150	10,200	14,200		
	151	10,200	14,200		
	152	10,200	14,200		
	153	10,300	14,200		
再雇用 職員		6,300	7,700	10,100	12,900

備考 この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。

イ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
	号俸	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小・中学校
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	2	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	3	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	4	1,950	3,900	2,100	4,200	4,200	8,400	6,750	13,500
	5	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	6	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	7	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	8	2,050	4,100	2,250	4,500	4,400	8,800	6,900	13,800
	9	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	10	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	11	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	12	2,100	4,200	2,350	4,700	4,550	9,100	7,050	14,100
	13	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	14	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	15	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	16	2,200	4,400	2,500	5,000	4,900	9,800	7,200	14,400
	17	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	18	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	19	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	20	2,350	4,700	2,600	5,200	5,050	10,100	7,400	14,800
	21	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	22	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	23	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	24	2,450	4,900	2,750	5,500	5,200	10,400	7,550	15,100
	25	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	26	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	27	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	28	2,550	5,100	2,900	5,800	5,350	10,700	7,650	15,300
	29	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	30	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	31	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	32	2,700	5,400	3,000	6,000	5,550	11,100	7,750	15,500
	33	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	34	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	35	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	36	2,800	5,600	3,100	6,200	5,700	11,400	7,900	15,800
	37	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	38	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	39	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	40	2,900	5,800	3,300	6,600	5,850	11,700	7,950	15,900
	41	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900	8,000	16,000
	42	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	43	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	44	3,050	6,100	3,550	7,100	5,950	11,900		
	45	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	46	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	47	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	48	3,150	6,300	3,700	7,400	6,100	12,200		
	49	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	50	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	51	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
	52	3,300	6,600	3,850	7,700	6,300	12,600		
53	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900			

54	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
55	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
56	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900
57	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
58	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
59	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
60	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200
61	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
62	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
63	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
64	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500
65	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
66	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
67	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
68	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700
69	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
70	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
71	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
72	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000
73	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
74	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
75	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
76	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200
77	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
78	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
79	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
80	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400
81	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
82	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
83	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
84	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600
85	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
86	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
87	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
88	4,200	8,400	5,550	11,100	7,400	14,800
89	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
90	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
91	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
92	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900
93	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
94	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
95	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
96	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100
97	4,400	8,800	5,900	11,800	7,600	15,200
98	4,400	8,800	5,900	11,800		
99	4,400	8,800	5,900	11,800		
100	4,400	8,800	5,900	11,800		
101	4,500	9,000	6,100	12,200		
102	4,500	9,000	6,100	12,200		
103	4,500	9,000	6,100	12,200		
104	4,500	9,000	6,100	12,200		
105	4,550	9,100	6,200	12,400		
106	4,550	9,100	6,200	12,400		
107	4,550	9,100	6,200	12,400		
108	4,550	9,100	6,200	12,400		
109	4,600	9,200	6,300	12,600		
110	4,600	9,200	6,300	12,600		
111	4,600	9,200	6,300	12,600		
112	4,600	9,200	6,300	12,600		
113	4,600	9,200	6,450	12,900		

	114	4,600	9,200	6,450	12,900				
	115	4,600	9,200	6,450	12,900				
	116	4,600	9,200	6,450	12,900				
	117	4,700	9,400	6,550	13,100				
	118	4,700	9,400	6,550	13,100				
	119	4,700	9,400	6,550	13,100				
	120	4,700	9,400	6,550	13,100				
	121	4,750	9,500	6,650	13,300				
	122	4,750	9,500	6,650	13,300				
	123	4,750	9,500	6,650	13,300				
	124	4,750	9,500	6,650	13,300				
	125	4,800	9,600	6,700	13,400				
	126			6,700	13,400				
	127			6,700	13,400				
	128			6,700	13,400				
	129			6,800	13,600				
	130			6,800	13,600				
	131			6,800	13,600				
	132			6,800	13,600				
	133			6,850	13,700				
	134			6,850	13,700				
	135			6,850	13,700				
	136			6,850	13,700				
	137			6,950	13,900				
	138			6,950	13,900				
	139			6,950	13,900				
	140			6,950	13,900				
	141			7,000	14,000				
	142			7,000	14,000				
	143			7,000	14,000				
	144			7,000	14,000				
	145			7,050	14,100				
	146			7,050	14,100				
	147			7,050	14,100				
	148			7,050	14,100				
	149			7,050	14,100				
	150			7,050	14,100				
	151			7,050	14,100				
	152			7,050	14,100				
	153			7,100	14,200				
	154			7,100	14,200				
	155			7,100	14,200				
	156			7,100	14,200				
	157			7,100	14,200				
	158			7,100	14,200				
	159			7,100	14,200				
	160			7,100	14,200				
	161			7,100	14,200				
	162			7,100	14,200				
	163			7,100	14,200				
	164			7,100	14,200				
	165			7,100	14,200				
再雇用 職員		3,150	6,300	3,850	7,700	5,050	10,100	6,450	12,900

備考 この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。



別表第15 本府省業務調整手当額(第42条の3関係)

一般職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の級	職員の区分	
	再雇用職員以外の職員の月額	再雇用職員の月額
1級	7,200 円	7,200 円
2級	8,800 円	8,600 円
3級	17,500 円	15,500 円
4級	22,100 円	16,800 円
5級	37,400 円	27,800 円
6級	39,200 円	30,300 円
7級以上	41,800 円	34,500 円

平成18年4月1日附則別表第1(附則第4項関係)

支給割合	支給地域
100分の3	群馬県のうち 前橋市 高崎市 太田市 桐生市
100分の17	東京都のうち 特別区
100分の14	東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市  神奈川県のうち 鎌倉市  大阪府のうち 大阪市 守口市  兵庫県のうち 芦屋市
100分の12	茨城県のうち 取手市  埼玉県のうち 和光市  千葉県のうち 成田市 印西市  東京都のうち 八王子市 立川市 府中市 調布市 福生市 清瀬市  神奈川県のうち 横浜市 川崎市 厚木市  愛知県のうち 名古屋市  大阪府のうち 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 門真市  兵庫県のうち 西宮市 宝塚市
100分の11	埼玉県のうち さいたま市  大阪府のうち 高石市
100分の10	茨城県のうち つくば市  埼玉県のうち 志木市  千葉県のうち 千葉市 船橋市 浦安市  東京都のうち 三鷹市 昭島市 小平市 日野市  神奈川県のうち 横須賀市 海老名市  京都府のうち 京都市

	<p>大阪府のうち 堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市</p> <p>兵庫県のうち 神戸市 尼崎市</p> <p>福岡県のうち 福岡市</p>
100分の9	<p>千葉県のうち 市川市 松戸市 四街道市 袖ヶ浦市</p> <p>東京都のうち 青梅市 東村山市 あきる野市</p> <p>神奈川県のうち 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市</p> <p>愛知県のうち 刈谷市 豊田市</p> <p>滋賀県のうち 大津市</p> <p>奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 天理市</p> <p>広島県のうち 広島市</p>
100分の8	<p>茨城県のうち 水戸市 土浦市 守谷市</p> <p>埼玉県のうち 鶴ヶ島市</p> <p>千葉県のうち 富津市</p> <p>愛知県のうち 豊明市</p> <p>三重県のうち 鈴鹿市</p> <p>滋賀県のうち 草津市</p>
100分の6	<p>宮城県のうち 仙台市</p> <p>埼玉県のうち 川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市 朝霞市</p> <p>千葉県のうち 柏市</p> <p>神奈川県のうち 平塚市 三浦郡葉山町</p> <p>静岡県のうち 静岡市</p> <p>京都府のうち 宇治市</p> <p>大阪府のうち 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 和泉市 羽曳野市</p>

	<p>兵庫県のうち 伊丹市</p>
100分の5	<p>茨城県のうち 日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市</p> <p>栃木県のうち 宇都宮市</p> <p>埼玉県のうち 行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市</p> <p>千葉県のうち 茂原市 佐倉市 市原市 白井市</p> <p>神奈川県のうち 秦野市</p> <p>山梨県のうち 甲府市</p> <p>静岡県のうち 沼津市 御殿場市</p> <p>愛知県のうち 瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市</p> <p>三重県のうち 津市 四日市市</p> <p>滋賀県のうち 守山市 栗東市</p> <p>京都府のうち 亀岡市 京田辺市</p> <p>大阪府のうち 河内長野市 藤井寺市</p> <p>兵庫県のうち 三田市</p> <p>奈良県のうち 大和高田市 橿原市</p>
100分の3	<p>北海道のうち 札幌市</p> <p>宮城県のうち 名取市 多賀城市</p> <p>茨城県のうち 龍ヶ崎市 筑西市</p> <p>栃木県のうち 鹿沼市 小山市 大田原市</p> <p>埼玉県のうち 熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町</p> <p>千葉県のうち 野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町</p> <p>東京都のうち 武蔵村山市</p> <p>神奈川のうち</p>

小田原市 三浦市
富山県のうち 富山市
石川県のうち 金沢市
福井県のうち 福井市
長野県のうち 長野市 松本市 諏訪市
岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市
静岡県のうち 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 袋井市
愛知県のうち 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町
三重県のうち 桑名市 名張市 伊賀市
滋賀県のうち 彦根市 長浜市
京都府のうち 向日市 相楽郡木津町
大阪府のうち 柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町
兵庫県のうち 姫路市 明石市 加古川市 三木市
奈良県のうち 桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町
和歌山県のうち 和歌山市 橋本市
岡山県のうち 岡山市
広島県のうち 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町
山口県のうち 周南市
香川県のうち 高松市
福岡県のうち 北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町
長崎県のうち 長崎市

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

平成21年4月1日附則別表第2 本府省業務調整手当額(附則第2条関係)

一般職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の級	職員の区分	
	再雇用職員以外 の職員の月額	再雇用職員の月額
1級	1,800 円	1,800 円
2級	2,200 円	2,100 円
3級	5,800 円	5,200 円
4級	7,400 円	5,600 円
5級	37,100 円	27,600 円
6級	38,800 円	30,100 円
7級以上	41,400 円	34,200 円

平成27年4月1日附則別表第1(第6項関係)

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の4
	前橋市 太田市 桐生市	100分の3
	渋川市	100分の1
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	仙台市	100分の6
	多賀城市	100分の5
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15
	つくば市	100分の13
	守谷市	100分の11
	水戸市 土浦市	100分の10
	牛久市	100分の8
	日立市	100分の7
	古河市 ひたちなか市	100分の6
	龍ヶ崎市	100分の5
	筑西市	100分の3
	神栖市	100分の2
	笠間市 鹿嶋市	100分の1
	栃木県	宇都宮市
大田原市		100分の4
鹿沼市 小山市		100分の3
下野市		100分の2
栃木市 真岡市		100分の1
埼玉県	和光市	100分の15
	さいたま市 志木市	100分の13
	東松山市 朝霞市	100分の8
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市	100分の6
	人間市 三郷市	
	坂戸市	100分の5
	春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	100分の4
	羽生市 比企郡滑川町	100分の2
千葉県	熊谷市	100分の3
	成田市 印西市	100分の15
	袖ヶ浦市	100分の13
	船橋市 浦安市	100分の12
	千葉市	100分の11
	市川市 松戸市 富津市	100分の10
	佐倉市 市原市	100分の7
	茂原市 柏市	100分の6
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の4
	八街市	100分の3
東京都	木更津市 君津市	100分の1
	特別区	100分の18
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市	100分の15
	多摩市 稲城市 西東京市	
	八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市	100分の13
	立川市	100分の12
	青梅市 東村山市	100分の11
	三鷹市 あきる野市	100分の10
	武蔵村山市	100分の3
	神奈川県	鎌倉市 厚木市
横浜市 川崎市		100分の13
相模原市 横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市		100分の10
平塚市		100分の7
三浦郡葉山町		100分の6
小田原市		100分の5
三浦市(総務省関東総合通信局電波管理部の所在する地域を除く。) 中郡二宮町		100分の4
新潟県	新潟市	100分の1
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3
福井県	福井市	100分の3

山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の1
長野県	塩尻市	100分の4
	長野市 松本市 諏訪市	100分の3
	伊那市	100分の1
岐阜県	岐阜市	100分の4
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3
	各務原市	100分の1
	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6
静岡県	磐田市	100分の4
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3
	藤枝市	100分の1
	名古屋市 刈谷市 豊田市	100分の13
愛知県	豊明市	100分の11
	西尾市 知多市	100分の7
	瀬戸市 碧南市	100分の6
	みよし市	100分の5
	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市	100分の4
	西春日井郡豊山町	
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の3
	豊川市 田原市	100分の2
	常滑市 海部郡飛島村	100分の1
	三重県	鈴鹿市
四日市市		100分の7
津市		100分の6
桑名市		100分の4
名張市 伊賀市		100分の3
亀山市		100分の2
滋賀県	大津市 草津市	100分の10
	栗東市	100分の7
	守山市	100分の6
	彦根市	100分の4
	長浜市	100分の3
	甲賀市	100分の2
京都府	東近江市	100分の1
	京都市	100分の10
	京田辺市	100分の8
	宇治市 亀岡市	100分の6
	向日市 木津川市	100分の4
大阪府	大阪市 守口市 門真市	100分の15
	高槻市	100分の13
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12
	池田市	100分の11
	堺市 豊中市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市	100分の10
	羽曳野市	100分の8
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	柏原市 交野市	100分の5
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の4
	兵庫県	芦屋市
西宮市 宝塚市		100分の13
神戸市 尼崎市		100分の10
伊丹市 三田市		100分の7
明石市		100分の4
姫路市 加古川市 三木市		100分の3
赤穂市		100分の2
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市	100分の6
	香芝市 北葛城郡王寺町	100分の4
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の4
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
	三原市 東広島市	100分の1



山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の1
香川県	高松市	100分の4
	坂出市	100分の1
福岡県	福岡市	100分の10
	春日市 福津市	100分の5
	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の4
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同  
おける区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するもの  
区変更によって影響されるものではない。

平成28年4月1日附則別表 教育職俸給表(二) (第2項関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	333,500	423,700
	2	155,100	199,600	335,800	425,500
	3	156,600	201,200	338,100	427,300
	4	158,100	202,900	340,400	429,100
	5	159,800	204,700	342,700	430,700
	6	161,700	206,400	345,000	432,300
	7	163,500	208,100	347,300	434,200
	8	165,300	209,700	349,600	436,100
	9	167,100	211,500	351,600	437,900
	10	169,200	213,400	353,800	439,700
	11	171,200	215,300	356,000	441,600
	12	173,200	217,200	358,200	443,500
	13	175,200	218,900	360,400	445,200
	14	177,400	220,900	362,400	447,100
	15	179,600	222,900	364,400	449,000
	16	181,800	224,900	366,500	450,900
	17	184,100	226,800	368,400	452,600
	18	186,700	229,500	370,400	454,400
	19	189,200	232,200	372,400	456,200
	20	191,700	234,900	374,400	458,000
	21	194,200	237,700	376,400	459,600
	22	195,900	240,600	378,200	461,400
	23	197,600	243,500	380,200	463,300
	24	199,300	246,300	382,100	465,000
	25	200,800	248,900	383,600	466,700
	26	202,500	251,700	385,500	468,400
	27	204,200	254,500	387,200	470,000
	28	205,800	257,200	389,100	471,700
	29	207,300	260,000	391,000	473,500
	30	209,000	262,600	393,000	475,100
	31	210,700	265,100	395,000	476,700
	32	212,400	267,600	397,000	478,400
	33	214,000	269,900	398,800	480,100
	34	215,800	272,400	400,500	481,100
	35	217,600	274,900	402,200	482,100
	36	219,400	277,300	404,000	482,800
	37	221,000	279,700	405,200	483,800
	38	222,800	282,200	406,700	484,800
	39	224,600	284,700	408,100	485,800
	40	226,400	287,200	409,600	486,800
	41	228,300	289,600	411,300	487,900
	42	230,100	292,100	412,700	
	43	231,900	294,400	414,100	
	44	233,600	296,900	415,700	
	45	235,300	299,200	417,300	
	46	237,000	301,600	418,600	
	47	238,600	304,000	420,200	
	48	240,200	306,700	421,800	
	49	241,800	309,200	423,500	
	50	243,500	311,700	424,900	
	51	245,000	314,200	426,500	
	52	246,700	316,700	428,100	
	53	248,100	319,100	429,800	
	54	249,600	321,300	431,300	
	55	251,200	323,500	432,900	
	56	252,700	325,700	434,500	
	57	254,100	328,000	436,000	
	58	255,600	330,200	437,500	
	59	257,100	332,400	438,900	
	60	258,600	334,500	440,400	
再	61	260,100	336,700	442,000	
雇	62	261,500	338,900	443,500	
	63	263,100	341,100	445,000	
	64	264,400	343,300	446,500	

年 用 職 員 以 外 の 職 員	65	265,900	345,300	448,200	
	66	267,400	347,500	449,700	
	67	269,000	349,700	451,200	
	68	270,700	351,900	452,800	
	69	272,200	353,900	454,400	
	70	273,700	355,800	455,900	
	71	275,000	357,900	457,500	
	72	276,500	360,000	459,100	
	73	277,700	361,800	460,600	
	74	279,100	363,700	461,600	
	75	280,500	365,500	462,600	
	76	281,900	367,400	463,300	
	77	283,300	369,400	464,000	
	78	284,500	371,100	465,000	
	79	285,700	372,800	466,000	
	80	286,900	374,500	467,000	
	81	288,200	376,000	467,800	
	82	289,400	377,500		
	83	290,600	379,000		
	84	291,800	380,500		
	85	293,000	381,600		
	86	294,200	383,000		
	87	295,400	384,400		
	88	296,600	385,800		
	89	297,800	387,100		
	90	299,000	388,400		
	91	300,200	389,700		
	92	301,400	391,000		
	93	302,200	392,300		
	94	303,300	393,500		
	95	304,300	394,800		
	96	305,500	396,100		
	97	306,500	397,500		
	98	307,600	398,500		
	99	308,700	399,600		
	100	309,800	400,700		
101	310,700	401,600			
102	311,800	402,600			
103	312,900	403,700			
104	314,000	404,800			
105	314,600	405,500			
106	315,500	406,500			
107	316,300	407,500			
108	317,100	408,500			
109	318,000	409,300			
110	318,400	410,200			
111	318,900	411,100			
112	319,400	411,900			
113	320,000	412,500			
114	320,400	413,200			
115	320,900	413,900			
116	321,400	414,600			
117	322,000	415,300			
118	322,500	416,100			
119	323,000	416,700			
120	323,500	417,500			
121	324,000	418,100			
122	324,400	418,500			
123	324,900	419,000			
124	325,400	419,200			
125	326,000	419,600			
126	326,300	420,100			
127	326,600	420,600			
128	326,900	421,100			
129	327,200	421,500			
130	327,500	422,000			
131	327,800	422,400			
132	328,100	422,900			
133	328,300	423,300			
134	328,500	423,800			
135	328,700	424,300			
136	329,000	424,800			

	137	329,300	425,200		
	138	329,500	425,700		
	139	329,800	426,200		
	140	330,100	426,700		
	141	330,300	427,100		
	142	330,500	427,600		
	143	330,800	428,100		
	144	331,000	428,600		
	145	331,300	429,000		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,300			
	151	332,600			
	152	332,900			
	153	333,100			
再雇用職員		234,400	277,900	335,800	421,600

備考(1) この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,200円)をそれぞれ加算した額とする。

平成28年4月1日附則別表 教育職俸給表(三) (第2項関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	290,200	413,300
	2	155,100	171,600	293,200	414,800
	3	156,600	173,700	296,300	416,300
	4	158,100	175,900	299,300	417,800
	5	159,800	177,900	301,900	419,200
	6	161,700	180,100	304,800	420,700
	7	163,500	182,300	307,800	422,300
	8	165,300	184,500	310,700	423,900
	9	167,100	186,800	313,700	425,300
	10	169,200	189,600	316,500	426,700
	11	171,200	192,300	319,300	428,100
	12	173,200	195,000	322,200	429,500
	13	175,200	197,900	324,900	430,800
	14	177,400	199,600	326,900	432,200
	15	179,600	201,200	328,900	433,600
	16	181,800	202,900	331,200	435,000
	17	184,100	204,700	333,500	436,200
	18	186,700	206,400	335,800	437,500
	19	189,200	208,100	338,100	438,700
	20	191,700	209,700	340,400	440,000
	21	194,200	211,500	342,700	441,100
	22	195,900	213,400	345,000	442,400
	23	197,600	215,300	347,300	443,700
	24	199,300	217,200	349,600	445,000
	25	200,800	218,900	351,600	446,300
	26	202,400	220,900	353,500	447,600
	27	204,000	222,900	355,400	448,800
	28	205,500	224,900	357,300	450,100
	29	207,200	226,800	359,200	451,400
	30	208,900	229,500	361,100	452,500
	31	210,600	232,200	362,800	453,700
	32	212,300	234,900	364,700	454,900
	33	213,800	237,700	366,500	456,100
	34	215,500	240,600	368,200	457,000
	35	217,200	243,500	370,000	457,900
	36	218,900	246,300	371,800	458,500
	37	220,400	248,900	373,700	459,300
	38	222,100	251,700	375,300	460,200
	39	223,800	254,500	376,900	461,100
	40	225,500	257,200	378,500	462,000
	41	227,300	260,000	379,800	462,900
	42	229,100	262,600	381,300	
	43	230,900	265,100	382,600	
	44	232,600	267,600	384,100	
	45	234,500	269,900	385,700	
	46	236,200	272,400	387,300	
	47	237,800	274,900	388,900	
	48	239,500	277,300	390,500	
	49	241,000	279,700	391,900	
	50	242,700	282,200	393,400	
	51	244,300	284,700	394,900	
	52	245,900	287,200	396,400	

再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	53	247,100	289,600	397,600	
	54	248,700	292,100	398,900	
	55	250,300	294,400	400,000	
	56	251,900	296,900	401,200	
	57	253,200	299,200	402,500	
	58	254,700	301,600	403,700	
	59	256,100	304,000	405,000	
	60	257,500	306,700	406,300	
	61	259,000	309,200	407,600	
	62	260,400	311,700	408,600	
	63	261,700	314,200	410,000	
64	263,100	316,700	411,400		
65	264,400	319,100	412,600		
66	265,800	321,300	413,700		
67	267,200	323,500	414,900		
68	268,700	325,700	416,100		
69	270,400	328,000	417,100		
70	271,900	330,200	418,300		
71	273,400	332,400	419,500		
72	274,900	334,500	420,700		
73	276,100	336,700	421,500		
74	277,400	338,900	422,300		
75	278,700	341,100	423,100		
76	280,000	343,300	423,900		
77	281,400	345,200	424,500		
78	282,600	347,100	425,300		
79	283,800	349,000	426,000		
80	285,000	350,900	426,700		
81	286,300	352,700	427,500		
82	287,200	354,500	428,100		
83	288,400	356,300	428,600		
84	289,600	358,100	429,300		
85	290,600	359,500	430,000		
86	291,600	361,200	430,500		
87	292,600	362,500	431,100		
88	293,600	364,100	431,800		
89	294,700	365,600	432,500		
90	295,600	366,900	433,100		
91	296,500	368,300	433,800		
92	297,400	369,700	434,200		
93	297,900	371,200	434,600		
94	298,700	372,500	435,300		
95	299,300	373,800	436,000		
96	300,100	375,100	436,700		
97	300,900	376,100	437,200		
98	301,700	377,100			
99	302,500	378,100			
100	303,300	379,100			
101	304,200	380,200			
102	304,700	381,200			
103	305,200	382,200			
104	305,700	383,200			
105	305,900	384,000			
106	306,300	384,900			
107	306,600	385,800			
108	306,900	386,800			
109	307,100	387,700			
110	307,300	388,700			
111	307,600	389,700			

112	307,900	390,700		
113	308,100	391,300		
114	308,300	392,200		
115	308,500	393,100		
116	308,800	394,000		
117	309,100	394,800		
118	309,400	395,600		
119	309,700	396,400		
120	310,000	397,200		
121	310,100	397,800		
122	310,300	398,600		
123	310,600	399,300		
124	310,900	400,000		
125	311,100	400,700		
126		401,400		
127		401,900		
128		402,500		
129		403,200		
130		403,800		
131		404,500		
132		405,100		
133		405,400		
134		406,000		
135		406,600		
136		406,900		
137		407,300		
138		407,900		
139		408,500		
140		409,100		
141		409,500		
142		410,100		
143		410,600		
144		411,200		
145		411,600		
146		412,200		
147		412,800		
148		413,400		
149		413,800		
150		414,400		
151		415,000		
152		415,600		
153		416,000		
154		416,600		
155		417,200		
156		417,800		
157		418,200		
再雇用職員	225,800	274,600	329,000	411,400

備考(1) この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額額は、この表の額に7,500円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,000円)をそれぞれ加算した額とする。

平成28年4月1日附則別表第1(第6項関係)

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の5
	前橋市 太田市 桐生市	100分の3
	渋川市	100分の2
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	多賀城市	100分の7
	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15.5
	つくば市	100分の15
	守谷市	100分の13
	水戸市 土浦市 牛久市	100分の10
	日立市	100分の9
	龍ヶ崎市	100分の7
	古河市 ひたちなか市	100分の6
	神栖市	100分の4
	筑西市	100分の3
	笠間市 鹿嶋市	100分の2
栃木県	宇都宮市	100分の6
	大田原市	100分の5
	下野市	100分の4
	鹿沼市 小山市	100分の3
	栃木市 真岡市	100分の2
埼玉県	和光市	100分の15.5
	さいたま市 志木市	100分の14
	東松山市 朝霞市	100分の10
	坂戸市	100分の7
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市	100分の6
	入間市 三郷市	
	春日部市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町	100分の5
	北葛飾郡杉戸町	
羽生市 比企郡滑川町	100分の4	
熊谷市	100分の3	
千葉県	印西市	100分の15.5
	成田市 袖ヶ浦市	100分の15
	千葉市	100分の13
	船橋市 浦安市	100分の12
	市川市 松戸市 富津市	100分の10
	佐倉市 市原市	100分の9
	茂原市 柏市	100分の6
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の5
	八街市	100分の3
	木更津市 君津市	100分の2
東京都	特別区	100分の18.5
	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	100分の15.5
	調布市 小平市 日野市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15
	八王子市 府中市	100分の14
	青梅市 東村山市	100分の13
	立川市	100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の10
	武蔵村山市	100分の3
神奈川県	厚木市	100分の15.5
	横浜市 川崎市 鎌倉市	100分の15
	相模原市 藤沢市	100分の10.5
	横須賀市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
	平塚市	100分の9
	小田原市	100分の7
	三浦郡葉山町	100分の6
	三浦市(総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。) 中郡二宮町	100分の5
新潟県	新潟市	100分の2
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3



	河北郡内灘町	100分の2	
福井県	福井市	100分の3	
山梨県	甲府市	100分の6	
	南アルプス市	100分の2	
長野県	塩尻市	100分の5	
	長野市 松本市 諏訪市	100分の3	
	伊那市	100分の2	
岐阜県	岐阜市	100分の5	
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3	
	各務原市	100分の2	
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6	
	磐田市	100分の5	
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3	
	藤枝市	100分の2	
愛知県	刈谷市 豊田市	100分の15	
	名古屋市	100分の14	
	豊明市	100分の13	
	西尾市 知多市	100分の9	
	みよし市	100分の7	
	瀬戸市 碧南市	100分の6	
	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市	100分の5	
	西春日井郡豊山町		
	豊川市 田原市	100分の4	
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の3	
	常滑市 海部郡飛島村	100分の2	
三重県	鈴鹿市	100分の10.5	
	四日市市	100分の9	
	津市	100分の6	
	桑名市	100分の5	
	亀山市	100分の4	
	名張市 伊賀市	100分の3	
滋賀県	大津市 草津市	100分の10	
	栗東市	100分の9	
	守山市	100分の6	
	彦根市	100分の5	
	甲賀市	100分の4	
	長浜市	100分の3	
	東近江市	100分の2	
京都府	京都市 京田辺市	100分の10	
	宇治市 亀岡市	100分の6	
	向日市 木津川市	100分の5	
大阪府	大阪市 守口市	100分の15.5	
	門真市	100分の15	
	高槻市	100分の14	
	池田市 大東市	100分の13	
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12	
	豊中市	100分の10.5	
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 羽曳野市 東大阪市	100分の10	
	柏原市 交野市	100分の7	
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6	
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の5	
	兵庫県	芦屋市	100分の15
		西宮市 宝塚市	100分の14
		神戸市	100分の10.5
尼崎市		100分の10	
伊丹市 三田市		100分の9	
明石市		100分の5	
赤穂市		100分の4	
姫路市 加古川市 三木市		100分の3	
奈良県	天理市	100分の12	
	奈良市 大和郡山市	100分の10	
	大和高田市 橿原市	100分の6	
	香芝市 北葛城郡王寺町	100分の5	
	桜井市 宇陀市	100分の3	
	和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の5
岡山県	岡山市	100分の3	
広島県	広島市	100分の10	
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3	

	三原市 東広島市	100分の2
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の2
香川県	高松市	100分の5
	坂出市	100分の2
福岡県	福岡市	100分の10
	春日市 福津市	100分の7
	太宰府市 糸島市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の5
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同  
おける区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するもの  
区変更によって影響されるものではない。